JA岩手ふるさとのご案内 2023

DISCLOSURE

令和4年4月1日～令和5年3月31日

この冊子は、JA 岩手ふるさとの令和４事業年度の経営内容を広くお知らせする資料です。
法律等に基づいて開示（利用者等への情報提供）すべき項目のすべてを掲載しています。

JA岩手ふるさと

目　次

ごあいさつ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
経営理念・経営方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
経営管理体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
事業の概況（令和４年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
農業振興活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
地域貢献情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
リスク管理の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
自己資本の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
主な事業の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

〔経営資料〕
Ⅰ 決算の状況
１．貸借対照表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
２．損益計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
３．注記表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
４．剰余金処分計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
５．部門別損益計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
６．財務諸表の正確性等にかかる確認 ・・・・・・・46
７．会計監査人の監査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

Ⅱ 損益の状況
１．最近の５事業年度の主要な経営指標・・・・47
２．利益総括表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
３．資金運用収支の内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・48
４．受取・支払利息の増減額 ・・・・・・・・・・・・・48

Ⅲ 事業の概況
１．信用事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
(1)貯金に関する指標
(2)貸出金等に関する指標
(3)内国為替取扱実績
(4)有価証券に関する指標
(5)有価証券時価情報等
２．共済事業取扱実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
(1)長期共済新契約高・保有高
(2)医療系共済の共済金額保有高
(3)介護系その他の共済の共済金額保有高
(4)年金共済の年金保有高
(5)短期共済新契約高
３．農業・生活その他事業取扱実績 ・・・・・・54
(1)購買事業取扱実績
(2)販売事業取扱実績
(3)保管事業取扱実績
(4)加工・利用・その他事業
(5)指導事業

Ⅳ 経営諸指標
１．利益率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
２．貯貸率・貯証率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57

Ⅴ 自己資本の充実の状況
１．自己資本の構成に関する事項 ・・・・・・・・・58
２．自己資本の充実度に関する事項 ・・・・・・・60
３．信用リスクに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・62
４．信用リスク削減手法に関する事項 ・・・・・65
５．派生商品取引及び長期決済期間取引
の取引相手のリスクに関する事項 ・・・・・65
６．証券化エクスポージャーに関する事項・・・65
７．出資その他これに類するエクスポージャー
に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
８．リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクス
ポージャーに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
９．金利リスクに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・66

Ⅵ 連結情報
１．グループの概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
(1)グループの事業系統図
(2)子会社等の状況
(3)連結事業概況（令和４年度）
(4)最近５年間の連結ベースの主要な経営指標
(5)連結貸借対照表
(6)連結損益計算書
(7)連結キャッシュ・フロー計算書
(8)連結注記表
(9)連結剰余金計算書
(10)農協法に基づく開示債権
(11)連結ベースの事業別経常収益等
２．連結自己資本の充実の状況 ・・・・・・・・・・・・・88
(1)自己資本の構成に関する事項
(2)自己資本の充実度に関する事項
(3)信用リスクに関する事項
(4)信用リスク削減手法に関する事項
(5)派生商品取引及び長期決済期間取引
の取引相手のリスクに関する事項
(6)証券化エクスポージャーに関する事項
(7)オペレーショナル・リスクに関する事項
(8)出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
(9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクス
ポージャーに関する事項
(10)金利リスクに関する事項

〔ＪＡの概要〕
１．機構図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
２．役員構成（役員一覧） ・・・・・・・・・・・・・・・98
３．会計監査人の名称 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・98
４．組合員数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
５．組合員組織の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
６．地区一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
７．沿革・あゆみ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
８．店舗等のご案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・102

ご　あ　い　さ　つ

平素より、岩手ふるさと農業協同組合をご利用、お引き立ていただき、誠にありがとうございます。

本誌は、当ＪＡに対するご理解を一層深めていただき、引き続き安心してご利用いただくために作成いたしました。現況などをよりわかりやすくご紹介していますので、是非、ご高覧いただき当ＪＡの事業をご理解いただくための一助となれば幸いに存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症は収束の一途をたどっており、５月８日には感染症法上の位置づけが「５類」に変更されました。しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻、気候変動や世界の人口増加などにより、肥料原料や飼料穀物といった農業に必要な資源価格の高騰が続き、円安も加わり、エネルギーや食品などの物価が上昇し、日本経済や国民の暮らしにも影響を与えています。また、SDGs や脱炭素化など世界的に環境問題への意識が高まり、農業分野では、昨年「みどりの食料システム法」が施行されるなど、食料・農業を取り巻く情勢は大きな転換期を迎えています。持続可能な農業による食料の安定供給に向けて、ＪＡグループが果たすべき役割はますます大きくなっています。

このような情勢の中、第九次中期経営計画を策定し、「組合員とともに農業の発展と地域活性化に全力で取り組み、活力ある未来を創ります」を基本方針に、「持続可能な岩手ふるさと農業の確立」、「より豊かな地域共生の実現」、「更なる自己改革の実践を支える経営基盤の強化」の３つを基本目標に掲げ積極的に取り組んできました。

今後も、行政・関係機関のご支援のもと、ＪＡ岩手ふるさとがこの地域になくてはならない存在であり続けるため、役職員一丸となってＪＡ運営に取り組んでまいりますので、組合員、地域の皆さまのご支援・ご愛顧を賜りますよう、心からお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

令和５年７月

岩手ふるさと農業協同組合

経営管理委員会会長　**後藤　元夫**

代表理事理事長　**菊地　義孝**

― 食と農がつなぐ、人の輪・地域の輪 ―

１．経営理念

ＪＡ岩手ふるさとは、販売を事業推進の核とし、生産者と消費者を結びつけるネットワークを構築します。そして、組合員の生産と生活に総合的に貢献する金融・経済事業を行い、地域社会の発展に貢献します。

２．経営方針

『組合員とともに「農業の発展と地域活性化」に全力で取り組む』

JA岩手ふるさとでは、令和4年度に第九次中期経営計画を策定しました。基本方針として『組合員とともに「農業の発展と地域活性化」に全力で取り組み活力ある未来を創ります』と掲げ、消費者の期待に応える安全・安心な農畜産物の安定供給を目指すとともに、組合員の農業所得の確保を図る戦略的生産、販売を実践します。あわせて、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けて取り組みます。また、農業・組合員・JAを取り巻く情勢と課題に挑戦する経営基盤の確立を目指します。

Ⅰ．持続可能な岩手ふるさと農業の確立
Ⅱ．より豊かな地域共生の実現
Ⅲ．更なる自己改革の実践を支える経営基盤の強化

３．経営管理体制

当ＪＡは、組合員（農業者）による運営を基本としつつ、高度化・専門化してきている業務執行の適切な遂行をはかるため、組合員代表からなる経営管理委員会が専門的知識を有する理事を選任し、理事会は経営管理委員会の基本方針に従い日常業務を執行する「経営管理委員会制度」を導入しています。また、女性経営管理委員の増員および女性総代枠を設け、女性組合員の意思反映に積極的な登用を行っています。

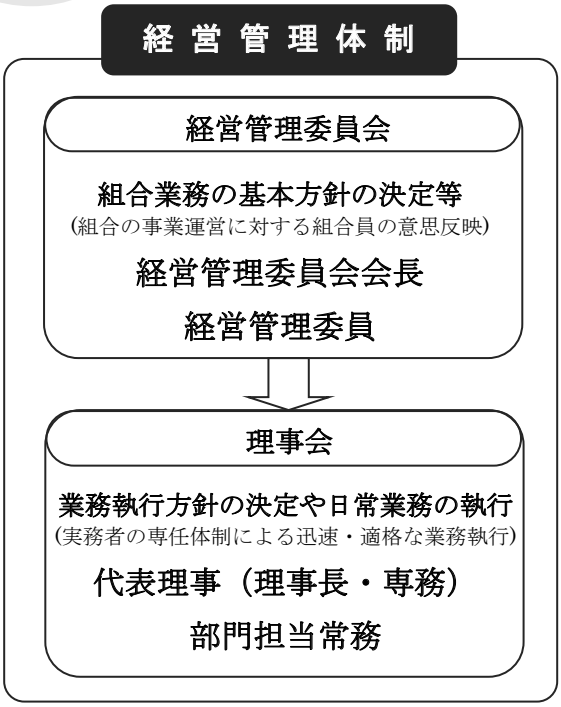

事　業　の　概　況（令和４年度）

当組合の令和４年度の事業総利益は、27 億 1,348 万円となり、事業利益 11,144 万円、当期未処分剰余金 2 億 2,817 万円の実績を挙げ経営の健全性を確保することができました。

○信用事業

地域金融機関として、「農業メインバンク」「生活メインバンク」機能の強化とともに、組合員・利用者の多様化するニーズを捉え、必要とされるサービスの提供に努めました。

また、組合員をはじめ幅広いお客さまの満足とより強い信頼の確保に向け、ＣＳ（お客さま満足度）改善向上対策に取り組みました。

貯金については、夏期・年末特別推進運動をはじめ、年金受給口座の指定拡大に取り組んだ結果、年度末残高 1,493 億 3,948 万円（計画対比 97.0%、前年度対比 102.6%）の実績となりました。

貸出金については、農業融資支援チームの出向く活動により、担い手農家・農業法人等への融資相談活動を積極的に展開しました。

また、ローンセンターによるローン相談の毎週日曜日営業及び住宅関連業者への営業を充実するとともに、住宅ローンをはじめとする各種ローンの融資増強に取り組み、年度末残高 261 億 2,536 万円（計画対比 98.8%、前年度対比 102.0%）の実績となりました。

資金運用については系統定期預金を中心に運用し、安定的な利息収入及び奨励金の確保に努めました。その結果、年度末預金残高1,066 億9,111 万円（計画対比100.0%、前年度対比101.7%）の実績となりました。

有価証券は、安定した収入確保を前提に運用に努めましたが、年度末残高は114 億8,301 万円（計画対比88.3%、前年度対比108.5%）の実績となりました。

○共済事業

「３Ｑ活動」・「あんしんチェック」・「はじまる活動（ニューパートナー対策強化）」に取り組み、契約内容の説明・請求漏れ防止など、契約者の満足度向上を目指し、組合員・利用者・地域住民のニーズに対応した「ひと・いえ・くるま・農業」のきめ細やかな生活総合保障点検・提案活動を展開し、重要事項説明・契約把握確認の徹底などコンプライアンス（法令等遵守）態勢の充実に努めました。

（１）長期共済

共済普及の柱となる長期共済は、新契約高129 億9,865 万円（計画対比58.6%、前年度対比58.8%）となりました。

年度末保有高では、3,194 億7,005 万円（計画対比99.5%、前年度対比95.6%）となり、組合員一戸あたり2,386 万円の保障額となりました。

（２）短期共済

多発している交通事故に対して迅速・丁寧な事案解決に努め、人や車に対する保障を中心とした自動車共済の保障内容充実に取り組みました。

また、自動車・自賠責共済代理店制度の定着化を進め、契約者の方々に対する利便性の提供に引き続き取り組みました。

（３）共済金の支払

長期共済9,299 件、45 億7,360 万円（前年度対比57.9%）、短期共済1,443 件、3 億5,608 万円（前年度対比76.6%）となりました。

長期共済金支払のうち、建物更生共済事故共済金の支払は、大規模な自然災害の支払はなく、1,100 件、8 億3,958 万円（前年度対比23.1%）と減少しましたが、新型コロナウイルス感染症等による生命共済入院通院の支払いは、2,985件、2億7,147万円（前年度対比149.8%）と増加しました。

短期共済金支払のうち、自動車事故共済金支払は、1,322 件、3 億1,611 万円（前年度対比82.9%）となりました。

○営農事業

第九次中期経営計画初年度となる令和4年度は、「持続可能な岩手ふるさと農業の確立」を営農事業の基本方針に、販売を事業推進の核とし組合員の農業所得維持・向上を目的とした事業を展開しました。また、作目ごとの生産技術指導をはじめ、出向く活動を起点とした訪問活動や各種コロナ対策事業の取り組みのほか、資材高騰対策事業の申請支援を実施し、関係機関連携のもと農家の負担軽減および生産意欲の向上に努めました。

生産対策では、生産者の所得向上と生産基盤の維持・拡大に向けた作型等の提案や、反収向上対策に取り組んだほか、生産履歴の記帳運動や農業生産工程管理手法（ＧＡＰ）の取り組みによる生産リスクの管理強化に努めました。また、農産物の放射性物質測定を継続して実施・開示し、安全・安心産地をアピールしました。

担い手支援では農業法人や認定農業者を中心に、いわて農業経営相談センターと連携して、農業経営に有益な情

報提供や農業資金にかかる相談を行うとともに、個別の課題解決に向け有識者指導のもと、税務や労務に関する支援を行いました。また、令和5年10月から始まる「インボイス制度」への理解促進に向け、経営体別に研修会を実施したほか、担い手サポート事業では助成金額715万1,467円の交付実績となり、担い手農家の所得向上に貢献しました。

農政対策では、国会議員に対し国内農業生産の拡大を主とした食料安全保障の強化と資材等高騰対策を中心に要請活動を行ったほか、3年ぶりの開催となったＪＡいわてグループ農政フォーラムに参加し、県選出国会議員や岩手県知事に対して生産現場の状況を説明し、農業者の所得向上に向けた支援要請を行いました。また、産地交付金による地域振興作物の生産支援や経営所得安定対策などの手続き支援を行いました。

○購買事業

生産資材部門（建築資材、家畜除く）では、生産コストの削減支援対策として、直送事業の普及拡大とともに水稲農薬大型規格の品目の拡充を行いました。取扱高は38 億8,586 万円（計画対比109.3%、前年度対比105.4%）となりました。

生活資材部門の生活購買は、安全・安心と健康なくらしを支援する商品の普及に努め、取扱高は1 億250 万円（計画対比80.4%、前年度対比89.7%）となりました。

ＬＰＧは、省エネタイプガス器具と太陽光発電の普及拡大を図り、取扱高は2 億9,694 万円（計画対比102.5%、前年度対比100.1%）となりました。

○販売事業

コロナ禍による産地交流等の制限が緩和され、取り組みの柱である産地まるごと販売と顔の見える産地ＰＲを実践する活動が再開されました。コロナ禍により新たに導入したリモートによる情報発信などインターネットを活用したＰＲ活動も継続し、以前よりきめ細やかな産地情報を消費者にお届けする活動に取り組みました。

米の消費低迷からも脱し、主力である「岩手ふるさと米ひとめぼれ」を中心に積極的な営業活動を行い、取引先との信頼関係の構築に向けて取り組みました。

園芸販売では、気象変化に対応した栽培管理の徹底と選果・選別の強化を通じて、出荷量の確保と長期安定出荷による価格安定を目指し、重点市場との買取販売・相対販売に積極的に取り組みました。

畜産部門では、産地による消費の下支えと高品質な肉牛の認知を目的とし、地産地消フェスタを開催し牛肉の消費拡大セールに取り組むなど販売強化に努めました。

また、ブランド力の強化を図るため、自治体との連携によりふるさと納税返礼品のラインナップ強化を図り、全国の皆様に当地産農畜産物を手に取っていただく機会の創出に取り組みました。

ダイレクトメールやＪＡオンラインショップなどのネット販売の活用にも継続的に取り組み、全国に岩手ふるさと産品のファンを増やす活動を行いました。

その他地域資源を活用した新規商品企画・開発を行うとともに、海外とのリモート商談にも取り組みました。

○産直事業

「産直来夢くん」は安全・安心な地場産の新鮮野菜を中心に、精米・精肉・鮮魚・レストラン・ベーカリー・アイス工房など、複合型農畜産物直売所として営業を展開しました。また、「産直センター菜旬館」は「前沢牛」のＪＡ直営店としての強みを活かし、地域に愛される産直として安全・安心な農畜産物の提供に努めました。

産直システム統合により出荷会員の利便性向上を図り、新規出荷者の加入促進と委託農産物の確保を図りました。また、感染症対策を講じながら季節に応じたイベントを展開し、両店舗合算で、令和4年度も約46 万人のお客さまにご利用いただき、総売上高は7億9,543万円（計画対比94.9%、前年度対比104.4%）となりました。

農業振興活動（令和４年度）

６区総合評価群で１等賞１席
第１２回全国和牛能力共進会

第 12 回全国和牛能力共進会が 10 月に鹿児島県で開かれ、JA 管内からは、第６区総合評価群と特別区に岩手県代表として出品されました。

第６区では「結乃宝」を素に育てられた種牛と肉牛が総合的に評価され、１等賞１席を獲得しました。特別区に出品の水沢農業高校は、優等賞３席に入賞し、全国で３位となる高評価を得ました。

ふるさとの宝を探そう
ふるさと応援キャンペーン

ＪＡは 10 月 15日、16日の２日間、産直来夢くんで「ふるさと応援キャンペーン」を開催しました。感染拡大防止に配慮し、ステージイベント等は開催しませんでしたが、子供たちを対象としたクイズコーナーや、お楽しみ抽選会など多彩な催しを実施しました。また、JA ポイント協力店の出店や銘柄牛の消費拡大セール、新米の特別販売などを行い、会場は賑わいました。

農作業を通して米づくりに理解を深める
管内各学校で農業体験

管内の各小学校や中学校では、生産者や JA 職員の指導のもと、５月の田植え体験や、９月の稲刈り体験を行いました。また、田んぼの生きもの調査や各生産部会や職員などが学校に出向いての出前授業などにも取り組みました。

参加した生徒は、熱心に丁寧に作業に取り組み、米づくりをはじめとする農業に理解を深めていました。

～「地域と育む協同の輪」～
冬期営農座談会を開催

ＪＡは「地域と育む協同の輪」をスローガンに、管内205会場で冬期営農座談会を開催しました。

米穀・畜産・園芸部門等の事業方針等を説明し、組合員皆さまから多くのご意見・ご要望をいただきました。

ＪＡでは安全安心な農畜産物の生産販売と農業所得の維持・向上を目指し、事業展開してまいります。

酪農と関連施設の働きを学ぶ
管内中学生が畜産関連施設を見学

ＪＡ管内の中学生約 50 人は９月、JA 全農岩手県南家畜市場、乳用牛哺育育成センターのほか、六次化に関わって地元のジェラート店を見学しました。

それぞれの施設では、家畜の流通や飼養管理についての説明があり、参加した学生は、その働きや目的に理解を深めていました。

親子でクッキング
にこにこキッズ活動

JA では、くらしの活動の一環として「にこにこキッズ」を開催しています。２月に開いた活動では、小学生以下の子供をもつ４組１０名が参加しました。

生活指導補助員が講師を務め、「カップ寿司」「りんごとおからのケーキ」の２品を、親子で一緒に調理を楽しみながら交流しました。

輸出米の拡大に向けて
トップセールス in シンガポール

２月には岩手ふるさと米を輸出しているシンガポールの米卸業者であるトンセン物産へ訪問し、取引の安定化に向けたトップセールスを行いました。

後藤元夫経営管理委員会会長や JA 担当職員が現地小売店の視察や情報交換を行い、輸出用米の拡大に向けPR 活動を展開し、現地のニーズに対応した販売拡大を目指すことを確認しました。

家庭で手軽にレストランの味
「前沢牛 100%ハンバーグ」を発売

ＪＡは、「前沢牛 100%ハンバーグ」を開発、発売しました。前沢牛を 100%使用することにより、旨味や甘みが凝縮され、ジューシーな肉汁が溢れ出ます。

また、焼き上げ後に急速冷凍していることで、温めるだけの簡単調理となっています。

自宅用はもちろん、手土産や贈答用にも大変喜ばれる商品となっております。

地 域 貢 献 情 報

JA岩手ふるさとでは

当JAは、奥州市（江刺を除く）、金ケ崎町を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方が組合員となっており相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としています。また、資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいています。

当JAは、さまざまな事業活動を通じて、組合員、利用者、地域住民の営農や生活の課題解決、支援に取り組み、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現を目指します。

JA岩手ふるさとの組合員数（令和 5 年 3 月 31 日現在）

正組合員 10,063 人　　准組合員 6,154 人　　計 16,217 人

JA岩手ふるさとの出資金額（令和 5 年 3 月 31 日現在）

出資口数 6,435,454 口　6,435,454,000 円

地域からの資金調達状況

1）貯金の総額　1,493 億 3,948 万円

【貯金の内訳】

（組合員）1,245 億 8,498 万円　　（組合員以外）247 億 5,449 万円

※1万円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額と必ずしも一致するものではありません。

2）貯金商品のご紹介

一冊の通帳で「貯める」「受取る」「支払う」「借りる」の機能を備えた総合口座、お利息が1年ごとの複利計算で、有利に増やせる期日指定定期貯金、毎月一定額の積み立てで、生活設計にあわせ無理のない資金づくりができる定期積金など、各種の貯金商品を取り揃えています。

地域への資金供給の状況

1）貸出金の総額　261 億 2,536 万円

【貸出金の内訳】

（組合員）234 億 8,735 万円　（地方公共団体等）18 億 2,671 万円　（その他）8 億 1,130 万円

※1万円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額と必ずしも一致するものではありません。

2）制度資金の取扱状況

農業近代化資金をはじめとした制度資金を取り扱いしています。取扱高は、農業近代化資金 9 億 460 万円となっています。

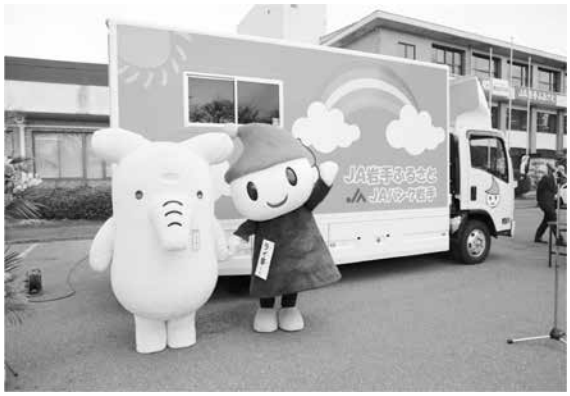

3）融資商品

農業関連向け融資として

・農業振興資金　　（取扱高 1 億 7,131 万円）

・農機・ハウスローン　（取扱高 4 億 4,720 万円）

集落営農組織向けとして

・集落営農支援資金、担い手強化資金等々

個人向け融資として

・住宅ローン、教育ローン、マイカーローン等々

このほかにも、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等を取扱っています。

地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営改善及び地域の活性化のための取組みを含む）

1）農業者等の経営支援に関する取組方針

・当JAでは、「金融円滑化に係る基本的方針」を制定し、お客様の経営相談等、経営改善に向けた取組支援を行っています。

2）農業者等の経営支援に関する態勢整備

・多様なニーズに対応するため融資支援課、農業融資支援チームを設置し、お伺いする体制を整備しました。

3）農山村等地域活性化のための融資を始めとする支援

・融資支援課、農業融資支援チームによる、担い手の方々の金融相談支援を行っています。

・生産者と消費者をつなげる場の設定を目的に産直施設を運営しています。

4）ライフサイクルに応じた担い手支援

・経営不振農家に対するコンサルティングを行っています。

5）経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

・金融円滑化に係る基本方針に基づき、これまで当JAが支援した実績は 42 件となっています。

文化的・社会的貢献に関する事項（地域との繋がり）

1）文化的・社会的貢献に関する事項

・青年部・女性部と連携した食農教育の展開

・米、牛乳等、農畜産物の学校給食への供給

・各種農業関連イベントの開催

・環境改善活動の継続的な取り組み

2）利用者ネットワーク化への取り組み

・年金受給者友の会

・味覚友の会

・共済友の会

3）情報提供活動

・組合員向け広報誌「ふるさと夢（ゆめ）～る」を毎月発行し、JAと組合員、または組合員同士の双方向性のある誌面作りを目指しています。

・SNSを通じた、組合員等利用者への情報提供

・インターネットを通じた、消費者等への農産物栽培履歴情報の開示

リスク管理の状況

◆ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の交際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件または大口案件については経営管理委員会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し、各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM(資産・負債の総合マネージメント)を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、ALM委員会を定期的に開催し、金融情勢・金利動向を検討し、金利リスク、価格変動リスクなどの回避・効率的な運用など財務の健全性維持と収益の確保に努めています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達については月次の資金計画を作成、再確認し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自己検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータ・システムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

監査体制

会計記録簿を監査する会計監査、組織・経営活動を検討し、その合理性及び能率性について監事・会計監査人による経営監査、監査室による内部監査を定期的に実施しています。

法令遵守等の体制（コンプライアンス）

JA岩手ふるさとは、協同組合として組合員・地域の皆さまの生産と生活に総合的に貢献する金融・共済・営農・経済事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的としています。従いまして、その事業活動は強い責任感と倫理観が求められており、日々努力することが役職員に課せられた義務であると考えています。

当JAは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとしてとらえ、コンプライアンス体制を整備するとともに、コンプライアンス・プログラムに基づいた役職員研修や職場での勉強会の実施を通し、全役職員に対し法令遵守等の理解と実践の徹底に努めています。

JA岩手ふるさとのコンプライアンス体制

○コンプライアンス委員会

常勤役員、グループ統括、監査室長、リスク管理室長、地域センター長で構成され、コンプライアンス全般にかかる検討・審議を行っています。また、重要事項については経営管理委員会へ付議・報告を行っています。

○コンプライアンス統括部署（リスク管理室）

コンプライアンスに関する問題を一元的に管理・統括する部署をリスク管理室とし、監査室・企画管理グループ・各関係部署と連携を取り、コンプライアンスの理解と実践の徹底に努めています。

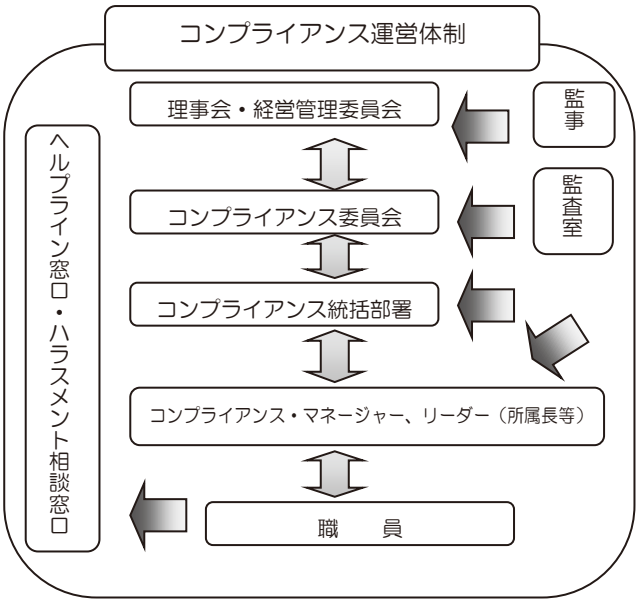

金融商品の勧誘方針

当JAは金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘を行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

当JAは、組合員・利用者等の皆さまの個人情報を正しく取り扱うことが当JAの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関係法令等の遵守 ： 当JAは、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。個人情報とは、法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定に個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
2. 利　用　目　的 ： 当JAは、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われる場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取り扱います。ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
   利用目的は、法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
3. 適　正　取　得 ： 当JAは、個人情報を取得する際、適性かつ適法な手段で取得いたします。
4. 安 全 管 理 措 置 ： 当JAは、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つように努め、また安全管理のために必要・適切な処置を講じ従業員及び委託先を適正に監督します。個人データとは、法第 16 条第 3 項が規定する、個人情報データベース等（法第 16 条第 1 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5. 匿名加工情報の取扱い ： 当JAは、匿名加工情報（法第２条第６項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適正な措置を講じます。
6. 第三者提供の制限 ： 当JAは、法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
7. 機微(センシティブ)情報の取り扱い ： 当JAは、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
8. 開示・訂正・利用停止等 ： 当JAは、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等

に応じます。保有個人データとは、法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9. 苦　情　窓　口 ： 当JAは、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適正に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継 続 的 改 善 ： 当JAは、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

JA岩手ふるさとは、組合員・利用者等の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当JAの事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当JAは、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当JAは、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当JAは、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当JAは、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当JAは、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

JAバンク利用者保護等管理方針

JA岩手ふるさとは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

1　利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行ないます。

2　利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。

3　利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。

4　当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。

5　当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等相談受付窓口【電話0197－41－5219（月～金　8:30～17:00）】

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

〇信用事業

仙台弁護士会「紛争解決支援センター」

①の窓口または JA バンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、【電話03-6837-1359】）にお申し出ください。

〇共済事業

（一社）日本共済協会　共済相談所【電話03－5368－5757】

https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

https://www.jibai-adr.or.jp/

（公財）日弁連交通事故相談センター

https://n-tacc.or.jp/

（公財）交通事故紛争処理センター

https://www.jcstad.or.jp/

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ADR

https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせください。

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は 13.93%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	岩手ふるさと農業協同組合
資金調達種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6,283 百万円（前年度 6,515 百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出し、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

主な事業の内容

信 用 事 業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

○貯金業務

組合員はもちろん、地域住民や事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。総合口座、普通貯金、決済用貯金、スーパー定期、定期積金などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいています。

○貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等をご融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

○為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口を通して全国どこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

○国債窓口販売

皆さまの資産運用ニーズに対応するため、国債（新窓口国債・個人向け国債）の窓口販売のお取り扱いをしています。

○サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主や皆さまのための給与振込・口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、全国のJA、銀行、信用金庫、コンビニ等のキャッシュサービスにも努めています。

共 済 事 業

生命保険事業と損害保険事業の両機能を兼ね備えていることが、JA共済の特徴となっています。「ひと・いえ・くるま」の総合保障により、人生のあらゆるステージに役立つ豊富なプランで、組合員・利用者・地域住民の一人ひとりのしあわせを生涯にわたりトータルな保障でお守りいたします。

指 導 事 業

指導事業は、米穀、園芸、畜産の販売に直結した生産活動、さらに人間ドックなど健康管理活動や高齢者福祉活動などを「食と農」のあり方の視点から支援する生活活動に関する内容として取り組んでいます。より効果的な営農・生活指導活動となるよう農業生産と生活を中心としてJAの総合力を生かす一体的指導体制で進めています。

○営農アドバイザー

集落内での生産活動に係る合意形成や農地流動化等の支援、米穀に関する生産指導、生産調整・税務等関係制度に係る内容など農業近代化施設や他部署とも連携し、総合的に組合員の皆さまに対応する担当として各地域センターに配置しています。

○畜産、園芸指導

主に畜産、園芸担当部署で行っており、特に販売と生産拡大を視野に入れた専門的技術指導に力を注いでいます。畜産においては耕種部門との土づくり連携、園芸では営農組織等への高収益作物の導入などを他部署との連携によって新しい生産基盤の確保にも取り組んでいます。

購 買 事 業

指導事業と連携し、農業生産に必要な資材と生活に必要な物資について、安全で品質の良い商品を安く提供しています。

販 売 事 業

組合員農家の営農活動の成果である農産物や畜産物を共同で販売する事業であり、安全で安心な商品を計画的に生産し、消費者ニーズに応える販売を目指しています。

旅 行 事 業

団体から小旅行まで、地域の皆さまに楽しく、思い出に残る旅行をしていただけるよう各種プランを用意し、利用者のニーズにお応えしています。

農 業 経 営 事 業

肉用牛農家の労働力軽減による飼養規模の維持・拡大や素牛の安定供給体制の整備を図るため、肉用牛繁殖センターを運営しています。

宅 地 等 供 給 事 業

地域の健全な発展を目指し、行政との連携のもと、農と住の調和のとれた事業を展開しています。

・委託による転用相当農地等の売り渡し若しくは貸付又は区画形質変更の事業

・転用相当農地等の買い入れ、売り渡しの事業

・貸家の経営、貸地等土地の効率的な活用のため資産管理及び運用相談の対応と売買交換、賃貸借の媒介、代理等の業務

広 報 活 動

JAの活動や事業内容を、より多くの人に正確に知ってもらいたいと考え、広報活動を展開しています。組合員・JA利用者向けの広報誌「ふるさと夢～る」を毎月発行し、JAと組合員、または組合員同士の双方向性のある誌面作りを目指しています。また、「広報編集委員会」を定期的に開催し、広報活動の充実を図っています。

また、農業について理解を深めてもらうことを目的として、「JAまつり」等のイベントを開催しています。

◆ 商品・サービス一覧

○貯金商品

貯金の種類		しくみと特色
当座性貯金		小切手・手形をご利用いただく場合に便利な貯金です。
普通貯金		出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布替わりとしてご利用いただける便利な貯金です。 公共料金等の各種自動支払い口座として、また、給与や年金の自動受取口座として最適です。
貯蓄貯金		個人の貯蓄性を明確にし有利にご利用できます。毎日の最終残高で金額階層別に 5 段階の金利でご利用いただけます。決済機能及び資金移動に制限を設けています。
決済用普通貯金		普通貯金と同様に出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布替わりとしてご利用いただけます。 公共料金等の各種自動支払口座として、給与や年金自動受取口座としてもご利用いただけます。 また、貯金保険制度による全額保護の対象となります。ただし、利息はつきません。
総合口座		普通貯金と定期貯金をセットし、一冊の通帳で「貯める」・「受取る」・「支払う」・「借りる」の機能を備えた口座です。 別冊扱いで定期貯金または定期積金をセットすることもできます。 普通貯金のお支払金額が残高を超える場合には、お預入れ定期貯金または定期積金の 90%(最高 9,999 千円)まで自動融資いたします。
定期貯金	期日指定 定期貯金	個人の方にご利用いただけます。預入金額は 1 円以上 300 万円未満で、預入期間は最長 3 年です。 お利息は 1 年ごとの複利計算となり、1 年経過後はお引き出し自由、一部お引きだしもできます。 金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
	スーパー 定期貯金	預入金額は 1 円以上 300 万円未満と 300 万円以上の 2 種類で、各預入金額帯の預入期間は 1 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年、7 年、10 年の定型方式と、1 か月を超え 10 年未満までの間に満期を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。 預入期間が 3 年以上の定額方式の利息は、6 か月ごとの複利計算となります。 金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
	自由金利型 定期貯金	預入金額は 1,000 万円以上からで大口の資金運用に適した貯金です。預入期間は 1 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年、7 年、10 年の定型方式と、1 か月を超え 10 年未満までの間に満期を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。 預入期間が 2 年以上の定期貯金は、1 年ごとに利息(中間払利息)をお受け取りできます。
	変動金利 定期貯金	預入金額は 1 円以上からで、預入期間は 1 年、2 年、3 年をご利用いただけます。 お預け入れ日から 6 か月ごとにその時点の金利情勢によって金利が変動する貯金です。
積立型貯金	定期積金	掛込金額は 1,000 円からで、預入期間は 6 か月以上 10 年までご利用いただけます。 毎月一定の額を積立する定額式と、受取額をお決めいただき毎月積立する目標式をご利用いただけます。 また、掛込金額が 1,000 円以上からで、契約期間は 2 年～10 年の 1 年単位の契約期間で、毎年、満期金額をお受け取りできる満期分散型もご利用いただけます。
	積立式 定期貯金	毎月、口座振替(または現金)により一定額の元金を定期的に積み立てます。一定期間以上積み立てることを約して受け入れる定期貯金です。エンドレス型・満期型、年金型があります。
財形貯金	一般財形 貯金	お勤めの方の給与等から天引き預入するものです。預入金額は 1 円以上からで、預入期間は 3 年以上、使いみちは自由です。期日指定定期貯金で運用いたします。非課税措置がなく課税されます。
	財形住宅 貯金	お勤めの方の住宅取得や増改築を目的とする貯金で、お申込み時に 55 歳未満の方にご利用いただけます。 預入金額は 1 円以上からで、積立期間は 5 年以上とし期日指定定期貯金で運用いたします。 財形年金貯金と合わせて元本 550 万円まで非課税扱いとなります。
	財形年金 貯金	お勤めの方の老後の年金資金づくりを目的とする貯金で、お申込み時に 55 歳未満の方にご利用いただけます。預入金額は 1 円以上からで、積立期間は 5 年以上とし期日指定定期貯金、スーパー定期貯金で運用いたします。 年金として定期的に受取る時期は 60 歳以降とし、その受取期間は 5 年以上 20 年以内となります。 財形住宅貯金と合わせて元本 550 万円まで非課税扱いとなります。
通知貯金		預入金額は 50,000 円以上からで、7 日間据え置いていただく貯金とし、短期運用にご利用いただけます。 解約する場合は、お受取日の 2 日前までに予告いただく貯金です。
譲渡性貯金 (NCD)		預入金額は 1,000 万円以上からで、定型方式・期日指定方式で預入期間は 7 日後から 5 年までのお受取日を指定する貯金とし、譲渡禁止の特約のないものです。

商品の詳しい内容については、JA本店・各支店の窓口へお問い合わせください。

○農業関連向け融資

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間	担保及び保証
農業振興にかかる各種資金	当JAの組合員の皆さま及び農業関連事業を営む小規模事業者の方の運転・設備資金としてご利用いただけます。	信用供与の限度	運転資金 （1 年以内） 設備資金 （原則 10 年以内）	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。また、必要に応じた不動産担保、個人保証を提供していただく場合もございます。
農機ローン	農業機械の購入資金としてご利用いただけます。	500 万円以内	5 年以内 （ただし、耐用年数が 5 年を超える場合はその年数）	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
農機ハウスローン	農機具購入、他金融機関の農機ローン借換、パイプハウス資材、建設等、格納庫建設資金	1,800 万円以内	10 年以内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
営農ローン	当JAの組合員の営農等に必要な運転資金としてご利用いただけます。	500 万円以内	1 年（自動更新）	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
受託貸付業務	県の農業改良資金や㈱日本政策金融公庫の各種資金の受託業務貸付をお取り扱いしています。			
制度資金	農業近代化資金・農業経営改善促進資金など各種制度資金融資をお取り扱いしています。			

○個人向けご融資

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間	担保及び保証
住宅ローン	ご本人・ご家族がお住まいになる住宅の新築、増改築、及びに土地住宅・マンションの購入資金としてご利用いただけます。	10 万円以上 10,000 万円以内	40 年以内	ご融資対象の土地、建物の担保が必要です。また原則として、農業信用基金協会等の保証、団体信用生命共済をご利用いただきます。
教育ローン	入学金、授業料、学費の支払い、下宿代等の教育資金にご利用いただけ、在学中の元金返済を据え置くことができます。	10 万円以上 1,000 万円以内	最長 15 年 （在学期間＋9 年）	原則として、農業信用基金協会、または民間保証をご利用いただきます。
マイカーローン	自動車購入資金、車検費用や保険掛金に必要な資金にもご利用いただけます。	1,000 万円以内	10 年以内	原則として、農業信用基金協会、または民間保証をご利用いただきます。
多目的ローン	結婚、旅行資金、医療費、自動車、家具等の購入資金にご利用いただけます。	500 万円以内	5 年以内	原則として、農業信用基金協会、または民間保証をご利用いただきます。
賃貸住宅ローン	アパート・マンションの新築や増改築・補修資金としてご利用いただけます。	100 万円以上 4 億円以内	30 年以内	ご融資の土地、建物の担保が必要です。原則として、農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修資金及び住宅に付帯する関連設備資金にご利用いただけます。	1,000 万円以内	15 年以内	原則として、農業信用基金協会、または民間保証をご利用いただきます。
受託貸付業務	住宅金融支援機構、㈱日本政策金融公庫等の各種資金の受託業務貸付をお取り扱いしています。			

他にも、各種資金を用意しています。詳しくは支店窓口へご相談ください。

○国債窓口販売業務

種　類	期　間	申込単位	発　行	募集期間	特　典
長期利付国債	10年	5万円	毎月20日	毎月5日頃～2週間程度	マル優・マル特が各 350 万円までご利用いただける場合もあります。
中期利付国債	2・5年		月1回程度	3週間程度	
個人向け国債	変動10年	1万円	年4回		
	固定5年				

○その他各種サービス

種　類	内　容
内国為替サービス	全国どこの金融機関にも、お振込・ご送金・お取立てを行っています。
JAキャッシュサービス	JAのキャッシュカードがあれば、全国の金融機関のCD（現金自動支払機）・ ATM（現金自動預入・支払機）で、現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。また、全国の信連・JAでは終日手数料無料で現金のお引き出し、お預け入れもできます。ご利用可能時間帯は ATM・CD によって異なります。
給与振込サービス	給与・ボーナスが、お客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金は、キャッシュカードにより必要なときにお引き出しいただけます。
各種自動受取サービス	国民年金・厚生年金等各種年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配もありません。
各種自動支払サービス	電気・電話・NHK放送受信料等公共料金のほか、高校授業料、各種クレジット代金など普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払いいたしますので、払込のわずらわしさがなくなります。
クレジットカードサービス（JAカード）	JA 独自の多彩な特典を備えたクレジットカードです。初年度年会費が無料（ゴールドカードを除く）でご利用でき、ご利用条件により次年度以降の年会費も無料になります。JA 直売所・ファーマーズマーケットでのお買物が 5%引き、JA-SS・ホクレン SS での給油が 2 円/ℓ 割引、その他の JA 施設でのお買物で 2%ポイントアップになるなど日常使いに大変便利なサービスです。
年金宅配サービス	JAに年金の振込をご指定いただいた方の口座から定期的に払戻請求書により払出を行い現金をお届けいたします。
移動金融店舗（来夢くん号）	金融店舗車が各地域をまわり窓口業務を行います。
JAネットバンク	JAネットバンクは窓口や ATM に出向くことなく、お手持ちのパソコン・携帯電話からインターネットを通じてアクセスするだけで、残高照会や振込・振替などの各種サービスがご利用いただけます。

金 融 取 引 諸 手 数 料

令和５年４月現在　　（手数料は、消費税込みの金額です。）

○貯金関係手数料

種　　類		料金基準	金 額	備　　考
小切手帳交付		1冊につき	2,750 円	
手形帳交付		1冊につき	3,300 円	
自己宛小切手発行		1通につき	550 円	
通帳再発行		1冊につき	1,100 円	盗難、紛失等貯金者からの依頼に基づく再発行
証書再発行		1枚につき	1,100 円	
磁気ストライプキャッシュカード（ローンカード含む）再発行		1枚につき	1,100 円	
ICキャッシュカード				
	発行手数料	1枚につき	無　料	
	再発行手数料	1枚につき	1,100 円	盗難、紛失等貯金者からの依頼に基づく再発行
ICキャッシュカード（JA カード一体型）				
	発行手数料	1枚につき	無　料	
	再発行手数料	1枚につき	1,100 円	盗難、紛失等貯金者からの依頼に基づく再発行
	更改手数料	1枚につき	無　料	カード有効期限に到来に伴う更改
口座振替手数料（引落料））		1件につき	110 円	
委託事務契約取扱手数料（データでの持ち込み）		1件につき	55 円	当組合と委託事務契約を締結した取り扱いに限る
媒体持込手数料		1 ファイルにつき	5,500 円	当組合と委託事務契約を締結した取り扱いに伴う媒体（USB・CD・紙が対象）
残高証明書発行				
	定例発行	1通につき	220 円	
	都度発行	1通につき	440 円	
	監査法人向け	1通につき	2,200 円	
その他各種証明書発行		1通につき	1,100 円	
未利用口座管理手数料		1 口座につき（2 年間未利用かつ 10,000 円未満の口座）	1,320 円	令和３年 10 月１日以降の新規開設口座が対象

○両替手数料

両替枚数	金　　額	備　　考
1～100枚	無　料	
101～500枚	330円	
501枚～1，000枚	660円	
1，001枚～2，000枚	990円	
2，001枚以上	990円＋以降1，000枚毎に330円追加	

○大量硬貨入金手数料

入金枚数	金　　額	備　　考
1～100枚	無　料	
101～500枚	330円	
501枚～1，000枚	660円	
1，001枚～2，000枚	990円	
2，001枚以上	990円＋以降1，000枚毎に330円追加	

○金種指定払戻手数料

金種指定払戻手数料については、両替手数料に準じます。

○集金手数料

集金回数	手数料月額	備　　考
月1回	無料	1. 月4回は、週1回の手数料を適用します。 2. ご利用者さまの都合により、当組合が訪問し定期的かつ恒常的な取引（入金・払戻し・振込依頼等）を対象とします。 3. 上記の取引には契約の締結が必要となります。
月2回	2，200円	
月3回	3，300円	
週1回	4，400円	
週2回	8，800円	
週3回	13，200円	
週4回	17，600円	
週5回	22，000円	
普通貯金入金帳（100枚綴）交付		1冊につき1，100円

○貯金ネットサービス取扱手数料

種　類		平　日			土曜日			日曜日・祝日	
		8:00～8:45	8:45～18:00	18:00～21:00	9:00～14:00	14:00～17:00	17:00～19:00	9:00～17:00	17:00～19:00
支払取引	自農協内	無料			無料			無料	
	信連・県内ネット	無料			無料			無料	
	全国ネット	無料			無料			無料	
	業態間提携	220円	110円	220円	110円	220円		220円	
	ゆうちょ銀行	220円	110円	220円	110円	220円		220円	
	三菱UFJ提携	110円	無料	110円	110円			110円	
	JFマリンバンク	無料			無料			無料	
	セブン銀行	220円	110円	220円	110円	220円		220円	
	コンビニATM2社（ローソン、ファミリーマート）	220円	110円	220円	110円	220円		220円	
受入取引	自農協内	無料			無料			無料	
	信連・県内ネット	無料			無料			無料	
	全国ネット	無料			無料			無料	
	ゆうちょ銀行	220円	110円	220円	110円	220円		220円	
	セブン銀行	220円	110円	220円	110円	220円		220円	
	コンビニATM2社（ローソン、ファミリーマート）	220円	110円	220円	110円	220円		220円	

○為替手数料

種　類		当組合あて			系統金融機関あて（農協・信連・農林中金等）		系統以外の金融機関あて	
			当組合同一店舗あて	当組合他支店あて				
振込手数料	窓口	金額3万円以上	550 円	550 円	金額3万円以上	550 円	金額3万円以上	770 円
		金額3万円未満	330 円	330 円	金額3万円未満	330 円	金額3万円未満	600 円
	ATM	金額3万円以上	無料	330 円	金額3万円以上	330 円	金額3万円以上	550 円
		金額3万円未満	無料	110 円	金額3万円未満	110 円	金額3万円未満	380 円
送金手数料					普通扱（送金小切手）	440 円	普通扱（送金小切手）	660 円
代金取立手数料		電子交換	880 円					
		個別取立	1,210 円					
その他の諸手数料		振込・送金組戻料						880 円
		不渡手形返却料						1,100 円
		取立手形組戻料						1,100 円
		取立手形店頭呈示料（ただし、1,100 円を超える場合には実費を申し受けます。）						1,100 円
		その他特殊扱手数料						実 費

注）1．上記手数料の金額はそれぞれ1件又は1通のものです。

○インターネット・モバイルバンキングサービス手数料（個人）

種　類				料金基準	金　額	備　考
利用手数料（月額）		照 会 サ ー ビ ス		1契約につき	無 料	月 額
		資金移動サービス		1契約につき	無 料	月 額
振込手数料	3万円未満	自店宛	同一顧客	1件につき	無 料	
			別顧客	1件につき	無 料	
		僚　店　宛		1件につき	無 料	
		県内・県外系統宛		1件につき	110 円	
		他　行　宛		1件につき	270 円	
	3万円以上	自店宛	同一顧客	1件につき	無 料	
			別顧客	1件につき	無 料	
		僚　店　宛		1件につき	無 料	
		県内・県外系統宛		1件につき	220 円	
		他　行　宛		1件につき	440 円	

○インターネット・モバイルバンキングサービス手数料（法人）

種　類					料金基準	金　額	備　考
基本サービス利用料（月額）			照会・振込サービス		1契約につき	1,100 円	月 額
			データ伝送サービス		1契約につき	2,200 円	月 額
照会・振込サービス	振込手数料	3万円未満	自店宛	同一顧客	1件につき	無 料	
				別顧客	1件につき	無 料	
			僚　店　宛		1件につき	無 料	
			県内・県外系統宛		1件につき	110 円	
			他　行　宛		1件につき	270 円	
		3万円以上	自店宛	同一顧客	1件につき	無 料	
				別顧客	1件につき	無 料	
			僚　店　宛		1件につき	無 料	
			県内・県外系統宛		1件につき	220 円	
			他　行　宛		1件につき	440 円	
データ伝送サービス		綜合振込			料金基準は照会・振込サービス欄に掲げる「振込手数料」に準じます		
		給与・賞与			料金基準は照会・振込サービス欄に掲げる「振込手数料」に準じます		
		口座振替			1件につき	110 円	

○JA データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）手数料

種 類			料金基準	金 額	備 考
利用手数料（月額）			1 契約につき	44,000 円	
振込手数料、総合振込手数料					
	3万円未満	自農協宛	1 件につき	無 料	
		県内農協宛	1 件につき	110 円	
		他金融機関宛	1 件につき	270 円	
	3万円以上	自農協宛	1 件につき	無 料	
		県内農協宛	1 件につき	220 円	
		他金融機関宛	1 件につき	440 円	
給与、賞与振込手数料					
	3万円未満	自農協宛	1 件につき	無 料	
		県内農協宛	1 件につき	110 円	
		他金融機関宛	1 件につき	270 円	
	3万円以上	自農協宛	1 件につき	無 料	
		県内農協宛	1 件につき	220 円	
		他金融機関宛	1 件につき	440 円	
口座振替手数料					
	口座振替		1 件につき	個別契約による	
	口座確認		1 件につき	個別契約による	

○株式払込金等取扱手数料

株式払込金等取扱手数料については、窓口へお問い合わせください。

○ファームバンキングサービス手数料

<table>
<tr><th colspan="5">種 類</th><th>料金基準</th><th>金 額</th><th>備 考</th></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">利用手数料
（月額）</td><td colspan="2">照 会 サ ー ビ ス</td><td>1契約につき</td><td>無 料</td><td>月 額</td></tr>
<tr><td colspan="2">資金移動サービス</td><td>1契約につき</td><td>550 円</td><td>月 額</td></tr>
<tr><td rowspan="10">アンサーサービス</td><td rowspan="10">振込手数料</td><td rowspan="5">3万円未満</td><td rowspan="2">自店宛</td><td>同一顧客</td><td>1件につき</td><td>無 料</td><td></td></tr>
<tr><td>別顧客</td><td>1件につき</td><td>無 料</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">僚 店 宛</td><td>1件につき</td><td>無 料</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">県内・県外系統宛</td><td>1件につき</td><td>110 円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">他 行 宛</td><td>1件につき</td><td>270 円</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">3万円以上</td><td rowspan="2">自店宛</td><td>同一顧客</td><td>1件につき</td><td>無 料</td><td></td></tr>
<tr><td>別顧客</td><td>1件につき</td><td>無 料</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">僚 店 宛</td><td>1件につき</td><td>無 料</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">県内・県外系統宛</td><td>1件につき</td><td>220 円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">他 行 宛</td><td>1件につき</td><td>440 円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">データ
伝送</td><td colspan="3">綜合振込サービス</td><td colspan="2">料金基準はアンサーサービス欄に準ずる。</td></tr>
<tr><td colspan="3">給与・賞与サービス</td><td colspan="2">料金基準はアンサーサービス欄に準ずる。</td></tr>
<tr><td colspan="3">口座振替サービス</td><td>1件につき</td><td>110 円</td></tr>
</table>

○貸出関係手数料

<table>
<tr><th colspan="2">種 類</th><th>金 額</th><th>備 考</th></tr>
<tr><td colspan="2">残高証明書発行</td><td>1通につき</td><td>220 円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他各種証明書発行</td><td>1通につき</td><td>220 円</td><td rowspan="2">資格証明書、印鑑証明書を添付する場合は、実費に消費税を加算して徴収します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">担保抹消委任状再発行</td><td>1通につき</td><td>220 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">電子契約手数料</td><td>1件につき</td><td>5,500 円</td><td>貸出金額 500 万円を超えるものに限ります。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">住宅ローン</td><td>取扱手数料</td><td>1件につき</td><td>33,000 円</td><td></td></tr>
<tr><td>固定金利選択手数料</td><td>1件につき</td><td>5,500 円</td><td>新規実行時には徴収しない</td></tr>
<tr><td colspan="4">一部繰上返済</td></tr>
<tr><td>・実行日から 10 年以内</td><td>1件につき</td><td>22,000 円</td><td></td></tr>
<tr><td>・実行日から 10 年超</td><td>1件につき</td><td>3,300 円</td><td></td></tr>
<tr><td>・JAネットバンク</td><td>1件につき</td><td>無 料</td><td></td></tr>
<tr><td>全額繰上返済</td><td>1件につき</td><td>33,000 円</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>事業資金</td><td>1貸出先の貸出総額に対する全額繰上返済</td><td>対象残高
（ただし、長期資金で残存期間が1年超のもの）</td><td>残高の1％</td><td>特約のあるものに限る。</td></tr>
</table>

○国債等窓口販売手数料

種 類	料金基準	金 額	備 考
保護預かり口座管理手数料	1口座につき	1,320 円	（年額）
各種証明書発行	1通につき	220 円	

安全にお取り引きいただくために

通帳・ご印鑑・キャッシュカードの盗難にご注意

○　通帳やご印鑑はもちろんの事、キャッシュカードやご本人であることを示す各種資料（運転免許証・パスポートなど）につきましても、別々にかつ厳重に保管してください。

○　万一、通帳、ご印鑑、キャッシュカードのいずれか1つでも紛失された場合は、ただちにお取引のJA支店にご連絡ください。

キャッシュカードが偽造され、引出される被害が拡大しています

○　キャッシュカードの磁気データをコピーした（いわゆる「スキミング」）偽造カードを使用して、貯金などが引出されたと思われる事件による被害が、全国的に拡大しています。このような被害に遭わないために、キャッシュカードの保管には十分ご注意ください。

○　キャッシュカードを入れた財布などを、長時間手元から離すことがないようにしてください。

○　空き巣や車上盗難の被害に遭った際は、キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性があります。空き巣や車上盗難に遭った場合には、念のため、お取引のJA各支店までご連絡ください。

キャッシュカードや暗証番号の取り扱いにご注意

○　暗証番号には他人から推測されやすい、例えば、生年月日、電話番号、車のナンバー等のご利用はお避けください。推測されやすい番号は、すみやかに変更されることをお勧めします。

○　キャッシュカードの暗証番号は、キャッシュカードのみでご利用されることをお勧めします。

○　ATMによる貯金の引き出し等の際に暗証番号を後ろから盗み見られたり、他人に知られたりしないようにご注意ください。

○　JAの職員、警察官などが店舗外や電話などで暗証番号をお尋ねすることはありません。不審な場合には、ただちにお取引のJA各支店へご照会ください。

不正な振込請求（振込め詐欺）にご注意

○　ヤミ金融業者などによる法外・強引な返済請求や、身に覚えのない請求があった場合は、安易に振込みなどを行わないようにご注意ください。

○　「おれだけど」と孫や親戚を装い、交通事故や示談金や借金返済などが必要であると偽って、現金振込みを要求する、いわゆる「振込み詐欺」の被害も拡大しています。

○　不審に思われるような場合は、最寄の警察、財務局、都道府県の相談窓口などにご相談ください。

スリやひったくりなどにご注意

○　引き出し、預け入れの際の現金やキャッシュカードを狙ったスリやひったくりなどにご注意ください。

○　犯人は、「お金が落ちている」「洋服が汚れている」などと話しかけてお客様の気をそらせ、現金やATMの挿入口にあるキャッシュカードを盗んだり、尾行や待ち伏せをするなどして犯行に及んでいます。

○　現金の持ち歩きには十分注意し、被害に遭ったときは大声で近くの人に助けを求めるか、すぐに110番しましょう。

○　キャッシュカードを盗まれた場合にも、お取引のJA各支店に連絡するだけでなく、すぐに110番しましょう。

本人確認にご協力ください

○　JAでは、口座開設などにあたり、法律の定めに基づいたご本人の確認をさせていただいていますが、盗難通帳・偽造印鑑などにより、お客様の大切な財産が不正に引き出されることや口座の不正利用を防止するために、貯金の払戻し時などに改めてご本人様と確認できる確認書類の提示を求めることやご利用目的をお伺いすることがありますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

口座の売買はできません

○　貯金規定では、第三者による口座の利用を禁止させていただいていますので、口座を売ることや貸すことはできません。貯金規定に違反する場合には、口座のご利用を停止させていただいたり、解約させていただく場合もございます。

Ⅰ　決算の状況

1. 貸借対照表

（単位：千円）

科　　目	令和3年度（令和4年3月31日）	令和4年度（令和5年3月31日）
（資産の部）		
1. 信用事業資産	**141,683,060**	**145,068,524**
（1）現　　金	581,851	723,994
（2）預　　金	104,912,811	106,691,114
系統預金	104,812,778	106,591,048
系統外預金	100,033	100,066
（3）有価証券	10,582,570	11,483,010
国債	9,675,480	10,147,920
地方債	340,290	324,540
社債	566,800	1,010,550
（4）貸 出 金	25,612,892	26,125,369
（5）その他の信用事業資産	114,947	152,682
未収収益	101,409	99,521
その他の資産	13,538	53,160
（6）貸倒引当金	△122,012	△107,646
（うち一般貸倒引当金）	（△5,598）	（△5,345）
（うち個別貸倒引当金）	（△116,413）	（△102,301）
2. 共済事業資産	**469**	**477**
（1）その他の共済事業資産	469	477
3. 経済事業資産	**5,308,986**	**5,394,756**
（1）経済事業未収金	2,412,901	2,583,605
（2）経済受託債権	2,215,233	2,120,373
（3）棚卸資産	619,555	640,263
購買品	530,778	565,263
宅地等	10,677	
その他の棚卸資産	78,098	75,000
（4）その他の経済事業資産	111,816	103,080
（5）貸倒引当金	△ 50,521	△ 52,566
（うち一般貸倒引当金）	（△1,030）	（△937）
（うち個別貸倒引当金）	（△49,490）	（△51,629）
4. 雑資産	**405,494**	**413,225**
（1）雑資産	405,495	413,226
（2）貸倒引当金	△ 0	△ 0
5. 固定資産	**7,067,838**	**6,805,067**
（1）有形固定資産	7,003,635	6,782,071
建物	9,368,098	9,451,294
機械装置	5,374,573	5,411,524
土地	4,072,838	4,033,179
建設仮勘定	62,428	2,506
その他の有形固定資産	2,413,131	2,264,351
減価償却累計額	△14,287,435	△14,380,784
（2）無形固定資産	64,203	22,995
6. 外部出資	**6,068,004**	**6,067,801**
（1）外部出資	6,068,004	6,067,801
系統出資	5,759,710	5,759,710
系統外出資	256,794	256,591
子会社等出資	51,500	51,500
7. 繰延税金資産	**84,419**	**43,192**
資　産　合　計	**160,618,273**	**163,793,046**

科　　目	令和3年度（令和4年3月31日）	令和4年度（令和5年3月31日）
（負債の部）		
1. 信用事業負債	**147,714,434**	**151,609,656**
（1）貯　　金	145,527,671	149,339,481
（2）借 入 金	1,801,453	1,772,262
（3）その他の信用事業負債	385,309	497,913
未払費用	23,794	15,302
その他の負債	361,514	482,610
2. 共済事業負債	**451,262**	**401,996**
（1）共済資金	201,912	161,861
（2）未経過共済付加収入	247,495	238,048
（3）その他の共済事業負債	1,854	2,086
3. 経済事業負債	**1,202,197**	**1,082,991**
（1）経済事業未払金	806,421	752,677
（2）経済受託債務	391,009	330,216
（3）その他の経済事業負債	4,766	98
4. 設備借入金	**10,115**	**－**
5. 雑 負 債	**480,727**	**422,514**
（1）未払法人税等	22,379	29,600
（2）資産除去債務	5,000	5,000
（3）その他の負債	453,348	387,913
6. 諸引当金	**753,432**	**732,679**
（1）賞与引当金	59,939	65,950
（2）退職給付引当金	690,774	663,969
（3）ポイント引当金	2,717	2,759
7. 再評価に係る繰延税金負債	**589,047**	**579,703**
〔 負 債 合 計 〕	**151,201,216**	**154,829,541**
（純資産の部）		
1. 組合員資本	**8,558,279**	**8,623,287**
（1）出資金	6,515,345	6,435,454
（2）利益剰余金	2,148,679	2,280,108
利益準備金	830,000	845,000
その他利益剰余金	1,318,679	1,435,108
農業施設積立金	550,000	600,000
経営安定対策積立金	606,935	606,935
当期未処分剰余金	161,744	228,173
（うち当期剰余金）	（55,485）	（151,710）
（3）処分未済持分	△105,745	△92,275
2. 評価・換算差額等	**858,777**	**340,217**
（1）その他有価証券評価差額金	△245,508	△739,556
（2）土地再評価差額金	1,104,285	1,079,773
〔 純 資 産 合 計 〕	**9,417,056**	**8,963,504**
負債および純資産合計	**160,618,273**	**163,793,046**

2. 損益計算書

（単位：千円）

科　　目	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
1. 事業総利益	**2,762,252**	**2,713,488**
事業収益	7,084,719	7,080,837
事業費用	4,322,467	4,367,349
(1) 信用事業収益	988,987	973,039
資金運用収益	868,919	859,807
(うち預金利息)	(465,362)	(433,546)
(うち有価証券利息)	(46,328)	(64,561)
(うち貸出金利息)	(357,225)	(348,655)
(うちその他受入利息)	(2)	(3)
(うち受取特別配当金)		(13,040)
役務取引等収益	65,873	71,447
その他事業直接収益	19,604	16,800
その他経常収益	34,590	24,983
(2) 信用事業費用	319,002	304,233
資金調達費用	28,014	20,935
(うち貯金利息)	(24,184)	(16,793)
(うち給付補てん備金繰入)	(1,726)	(1,619)
(うち借入金利息)	(401)	(178)
(うちその他支払利息)	(1,702)	(2,343)
役務取引等費用	13,464	13,220
その他経常費用	277,523	270,077
(うち貸倒引当金戻入益)	(△7,752)	(△14,365)
信用事業総利益	**669,985**	**668,806**
(3) 共済事業収益	722,237	671,980
共済付加収入	671,864	627,328
その他の収益	50,373	44,651
(4) 共済事業費用	62,061	56,944
共済推進費	30,524	29,266
共済保全費	23,603	19,640
その他の費用	7,933	8,036
共済事業総利益	**660,176**	**615,035**
(5) 購買事業収益	3,016,625	2,946,128
購買品供給高	2,756,555	2,666,430
購買手数料	253,948	272,390
修理サービス料	489	640
その他の収益	5,631	6,666
(6) 購買事業費用	2,585,120	2,500,837
購買品供給原価	2,370,768	2,281,209
購買品供給費	186,046	189,068
その他の費用	28,305	30,559
(うち貸倒引当金繰入額)	(−)	(4,249)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△724)	(−)
購買事業総利益	**431,505**	**445,291**
(7) 販売事業収益	507,771	532,767
販売手数料	393,233	420,092
その他の収益	114,537	112,674
(8) 販売事業費用	106,908	103,414
販売費	48,696	43,234
その他の費用	58,211	60,179
(うち貸倒引当金戻入益)	(△130)	(△12)
販売事業総利益	**400,862**	**429,352**
(9) 保管事業収益	254,983	258,895
(10) 保管事業費用	48,924	57,174
保管事業総利益	**206,059**	**201,720**
(11) 加工事業収益	62,103	−
(12) 加工事業費用	62,656	−
(うち貸倒引当金繰入額)	(−)	(−)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(−)
加工事業総利益	**△553**	**−**
(13) 利用事業収益	1,324,232	1,428,823
(14) 利用事業費用	889,391	1,035,571
(うち貸倒引当金繰入額)	(4,156)	
(うち貸倒引当金戻入益)		(△2,191)
利用事業総利益	**434,841**	**393,252**
(15) 有線放送事業収益	19,734	18,073
(16) 有線放送事業費用	6,636	4,963
有線放送事業総利益	**13,097**	**13,110**
(17) 宅地等供給事業収益	4,833	8,967
(18) 宅地等供給事業費用	4,770	11,739
宅地等供給事業総利益	**62**	**△2,771**
(19) 旅行事業収益	851	3,000
(20) 旅行事業費用	816	964
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(−)	(−)
旅行事業総利益	**34**	**2,036**
(21) 産直事業収益	393,441	405,280
(22) 産直事業費用	357,590	368,705
(うち貸倒引当金繰入額)	(−)	(0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△152)	(−)
産直事業総利益	**35,850**	**36,575**
(23) 農業経営事業収益	22,598	18,886
(24) 農業経営事業費用	23,714	19,420
農業経営事業総利益	**△1,116**	**△533**
(25) 指導事業収入	59,212	66,487
(26) 指導事業支出	147,766	154,875
指導事業収支差額	**△ 88,554**	**△ 88,387**
2. 事業管理費	**2,668,723**	**2,602,038**
(1) 人件費	1,956,766	1,925,774
(2) 業務費	86,386	83,806
(3) 諸税負担金	116,344	114,309
(4) 施設費	506,125	474,942
(5) その他管理費用	3,100	3,205
事業利益	**93,528**	**111,449**
3. 事業外収益	**192,205**	**168,605**
(1) 受取雑利息	1,045	1,162
(2) 受取出資配当金	101,723	101,551
(3) 賃貸料	45,193	45,721
(4) 雑収入	44,243	20,170
4. 事業外費用	**28,652**	**29,293**
(1) 支払雑利息	172	76
(2) 貸倒損失	20	−
(3) 寄付金	215	182
(4) 賃貸費	22,581	22,235
(5) 雑損失	5,663	6,799
経常利益	**257,081**	**250,760**
5. 特別利益	**43,462**	**71,425**
(1) 固定資産処分益	289	865
(2) 一般補助金	16,691	11,793
(3) 収用補償金		29,897
(4) 雪害関連共済金等	23,926	−
(5) 災害受取共済金		25,301
(6) その他の特別利益	2,555	3,567
6. 特別損失	**225,026**	**85,507**
(1) 固定資産処分損	2,955	17,835
(2) 固定資産圧縮損	16,273	11,793
(3) 減損損失	165,573	13,958
(4) 収用関連費用		17,418
(5) PCB処理関係費用		13,922
(6) 雪害関連費用	35,042	−
(7) 災害関連費用		8,375
(8) その他の特別損失	5,180	2,203
税引前当期利益	**75,517**	**236,679**
法人税、住民税及び事業税	**43,140**	**53,086**
法人税等調整額	**△23,108**	**31,882**
法人税等合計	**20,031**	**84,968**
当期剰余金	**55,485**	**151,710**
当期首繰越剰余金	**63,747**	**51,950**
会計方針の変更による累積的影響額	**10,211**	**−**
土地再評価差額金取崩額	**32,299**	**24,511**
当期未処分剰余金	**161,744**	**228,173**

（注）農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

令和3年度注記表	令和4年度注記表
Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記 **1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法** （1）子会社株式：移動平均法による原価法 （2）その他有価証券 ① 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 **2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法** 購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） **3. 固定資産の減価償却の方法** （1）有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 （2）無形固定資産 定額法 **4. 引当金の計上基準** （1）貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき支店及び金融課並びにリスク管理室が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 （2）賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 （3）退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。	**Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記** **1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法** （1）子会社株式：移動平均法による原価法 （2）その他有価証券 ① 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 **2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法** 購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） **3. 固定資産の減価償却の方法** （1）有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 （2）無形固定資産 定額法 **4. 引当金の計上基準** （1）貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき支店及び金融課並びにリスク管理室が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 （2）賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 （3）退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

令和3年度注記表	令和4年度注記表
① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。	① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。
(4)ポイント引当金 事業利用の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。	(4)ポイント引当金 事業利用の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
5. 収益及び費用の計上基準 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。	**5. 収益及び費用の計上基準** 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。
(1)購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	(1)購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
(2)販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	(2)販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
(3)保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。	(3)保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
(4)加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	
(5)利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・農畜産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	(4)利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
(6)有線放送事業 地域の利用者等に対する情報発信を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、一定期間に渡り充足することから、契約期間に応じて収益を認識しています。	(5)有線放送事業 地域の利用者等に対する情報発信を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、一定期間に渡り充足することから、契約期間に応じて収益を認識しています。
(7)宅地等供給事業 組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地	(6)宅地等供給事業 組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地

令和3年度注記表	令和4年度注記表
等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。 (8)旅行事業 国内・海外旅行の相談、宿泊予約、JR券や航空券の手配などの役務を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (9)産直事業 地域の組合員・消費者等に農畜産物等を供給する事業であり、農畜産物等を組合員・消費者等に引き渡す義務を負っています。この組合員・消費者等に対する履行義務は、農畜産物等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (10)農業経営事業 酪農家等から子牛を購入し、一定期間育成後肥育農家へ販売する事業であり、肥育農家との契約に基づいて育成した子牛を引き渡す義務を負っています。この肥育農家に対する履行義務は、子牛の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (11)指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等と契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 **6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法** 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 **7. 計算書類に記載した金額の端数処理の方法** 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額はその内訳金額の合計と必ずしも一致するものではありません。また、取引があっても期末に残高がない勘定科目は「－」、金額千円未満の勘定科目は「0」で表示をしています。 **8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項** (1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2)米共同計算 当組合の米販売は、生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする「JA共同計算(以下、JA共計)」を行っています。 JA共計の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しています。 また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しています。 月次で米販売代金に対応する経済受託債権及び経済受託債務を相殺した後の残高について、精算時にJA共計にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払うとともに、経済受託債権及び経済受託債務の精算後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。	等の売渡しが完了した時点において充足することから、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。 (7)旅行事業 国内・海外旅行の相談、宿泊予約、JR券や航空券の手配などの役務を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (8)産直事業 地域の組合員・消費者等に農畜産物等を供給する事業であり、農畜産物等を組合員・消費者等に引き渡す義務を負っています。この組合員・消費者等に対する履行義務は、農畜産物等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (9)農業経営事業 酪農家等から子牛を購入し、一定期間育成後肥育農家へ販売する事業であり、肥育農家との契約に基づいて育成した子牛を引き渡す義務を負っています。この肥育農家に対する履行義務は、子牛の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (10)指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等と契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 **6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法** 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 **7. 計算書類に記載した金額の端数処理の方法** 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額はその内訳金額の合計と必ずしも一致するものではありません。また、取引があっても期末に残高がない勘定科目は「－」、金額千円未満の勘定科目は「0」で表示をしています。 **8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項** (1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2)米共同計算 当組合の米販売は、生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする「JA共同計算(以下、JA共計)」を行っています。 JA共計の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しています。 また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しています。 月次で米販売代金に対応する経済受託債権及び経済受託債務を相殺した後の残高について、精算時にJA共計にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払うとともに、経済受託債権及び経済受託債務の精算後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

令和3年度注記表	令和4年度注記表
(3)預託家畜 当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育する素牛の購入費用の貸付を行い、所定の金利を受け取っています。 貸付相当額は、貸借対照表の「経済事業資産　経済事業未収金」に計上し、利息相当額は、損益計算書の「販売事業収益　その他の収益」に計上しています。 なお、担保として、当該素牛の所有権を当組合に留保しています。 (4)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。 **Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記** (1)収益認識に関する会計基準 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。 ① 代理人取引に係る収益認識 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。 ② 発行したポイントの会計処理 主に購買事業において、総合ポイント制度に基づいて購買品の供給に伴い付与するポイントについて、従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、当該引当金の繰入額を事業費用として計上していましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しています。 ③ LPガスに関する収益認識 購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積もって認識する方法に変更しています。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。 この結果、利益剰余金の当期首残高は 10,211 千円増加しています。また、当事業年度の事業収益が 2,424,875 千円、事業費用が 2,423,569 千円減少しています。これにより事業利益、経常利益及び税引前当期利益が 1,305 千円それぞれ減少しています。 (2)時価の算定に関する会計基準 当組合は、「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針	(3)預託家畜 当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育する素牛の購入費用の貸付を行い、所定の金利を受け取っています。 貸付相当額は、貸借対照表の「経済事業資産　経済事業未収金」に計上し、利息相当額は、損益計算書の「販売事業収益　その他の収益」に計上しています。 なお、担保として、当該素牛の所有権を当組合に留保しています。 (4)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。 **Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記** (1)時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

令和3年度注記表	令和4年度注記表
を将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。	
Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記 **1. 繰延税金資産の回収可能性** (1)当事業年度の計算書類に計上した金額　繰延税金資産　84,419 千円 (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積りについては、令和 4 年 3 月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。	**Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記** **1. 繰延税金資産の回収可能性** (1)当事業年度の計算書類に計上した金額　繰延税金資産　43,192 千円 (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積りについては、令和 4 年 3 月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
2. 固定資産の減損 (1)当事業年度の計算書類に計上した金額　減損損失　165,573 千円 (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。	**2. 固定資産の減損** (1)当事業年度の計算書類に計上した金額　減損損失　13,958 千円 (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。
3. 貸倒引当金 (1)当事業年度の計算書類に計上した金額　貸倒引当金　172,534 千円 (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 貸倒引当金の算定方法は「Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。 主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し設定しています。 なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	**3. 貸倒引当金** (1)当事業年度の計算書類に計上した金額　貸倒引当金　160,214 千円 (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 貸倒引当金の算定方法は「Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。 主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し設定しています。 なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

令和3年度注記表

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、2,381,029 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	734,084 千円	建物附属設備	92,537 千円
構築物	178,258 千円	機械装置	1,189,728 千円
車両	998 千円	工具器具備品	173,126 千円
土地	12,296 千円		

2. 担保に供している資産

（単位：千円）

担保に供している資産		担保に係る債務	
種類	期末帳簿価額	内容	期末残高
通知預金	1,760,000	JA 岩手県信連からの借入	1,760,000
定期預金	5,000,000	岩手県信用農業協同組合連合会為替決済保証金	8,761
定期預金	3,000	奥州市指定金融機関保証金	―
定期預金	2,000	奥州市水道事業出納取扱金融機関保証金	―
定期預金	2,000	奥州市病院事業出納取扱金融機関保証金	―
定期預金	500	奥州金ケ崎行政事務組合指定金融機関保証金	―
定期預金	200	奥州金ケ崎行政事務組合出納取扱金融機関保証金	―
計	6,767,700		1,768,761

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額　251 千円

子会社等に対する金銭債務の総額　557,046 千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権の総額　31,566 千円

経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債務の総額　なし

5. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 134,274 千円、危険債権額は 125,412 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 259,687 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

令和4年度注記表

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、2,363,090 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	731,276 千円	建物附属設備	92,537 千円
構築物	178,258 千円	機械装置	1,185,300 千円
車両運搬具	998 千円	工具器具備品	160,295 千円
土地	14,424 千円		

2. 担保に供している資産

（単位：千円）

担保に供している資産		担保に係る債務	
種類	期末帳簿価額	内容	期末残高
通知預金	1,760,000	JA 岩手県信連からの借入	1,760,000
定期預金	5,000,000	岩手県信用農業協同組合連合会為替決済保証金	13,136
定期預金	3,000	奥州市指定金融機関保証金	―
定期預金	2,000	奥州市水道事業出納取扱金融機関保証金	―
定期預金	2,000	奥州市病院事業出納取扱金融機関保証金	―
定期預金	500	奥州金ケ崎行政事務組合指定金融機関保証金	―
定期預金	200	奥州金ケ崎行政事務組合出納取扱金融機関保証金	―
計	6,767,700		1,773,136

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額　210 千円

子会社等に対する金銭債務の総額　623,056 千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権の総額　24,503 千円

経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債務の総額　なし

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 140,885 千円、危険債権額は 156,911 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 297,796 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

令和3年度注記表

6.土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

(1)再評価を行った年月日　平成11年 3月31日

(2)再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額　387,393千円

(3)同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

Ⅴ. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1)子会社等との取引による収益総額	40,008千円
うち事業取引高	6,881千円
うち事業取引以外の取引高	33,127千円
(2)子会社等との取引による費用総額	171,147千円
うち事業取引高	108,955千円
うち事業取引以外の取引高	62,192千円

2. 減損損失に関する注記

(1)グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合の管理会計における考え方を基本にグルーピングし、支店、地域センター、事業所等を資産グループとしています。なお、農業関連事業はJA全体に寄与する事業であり、農業関連事業に関連する施設等を共用資産としているほか、本店や地域センターのように管理、指導部門機能を有するもの、その他事業の補完的機能を果たしているもの等で、当該固定資産単独では当初から採算を予定しておらず組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する施設を共用資産と位置づけています。業務外固定資産(遊休資産と賃貸用固定資産)については、単独の資産グループとしています。

(2)減損損失を認識した資産の概要

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

(単位:千円)

場　所	用　途	種　類	その他
遊休資産 (計8件)	遊休	土地 87,914 建物 63,253 建物附属設備 9,411 構築物 1,626 工具器具備品 537 機械装置 321	業務外固定資産
農業関連賃貸 (計2件)	賃貸	土地 921	業務外固定資産
系統外賃貸 (計4件)	賃貸	土地 1,535 建物 3 建物附属設備 19 構築物 28	業務外固定資産

令和4年度注記表

6.土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

(1)再評価を行った年月日　平成11年 3月31日

(2)再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額　399,428千円

(3)同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

Ⅴ. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1)子会社等との取引による収益総額	86,549千円
うち事業取引高	55,893千円
うち事業取引以外の取引高	30,656千円
(2)子会社等との取引による費用総額	103,282千円
うち事業取引高	100,284千円
うち事業取引以外の取引高	2,997千円

2. 減損損失に関する注記

(1)グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合の管理会計における考え方を基本にグルーピングし、支店、地域センター、事業所等を資産グループとしています。なお、農業関連事業はJA全体に寄与する事業であり、農業関連事業に関連する施設等を共用資産としているほか、本店や地域センターのように管理、指導部門機能を有するもの、その他事業の補完的機能を果たしているもの等で、当該固定資産単独では当初から採算を予定しておらず組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する施設を共用資産と位置づけています。業務外固定資産(遊休資産と賃貸用固定資産)については、単独の資産グループとしています。

(2)減損損失を認識した資産の概要

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場　所	用　途	種　類	その他
旧羽田支店	遊休	土地	業務外固定資産
旧大手通り支店	遊休	土地	業務外固定資産
旧水沢南支店	遊休	建物付属設備	業務外固定資産
小山舘倉庫土地	遊休	土地	業務外固定資産
旧佐倉河加工場	賃貸	土地	業務外固定資産
旧荒巻横道上店舗	賃貸	土地 建物 構築物	業務外固定資産
水沢燃料センター	賃貸	土地 構築物	業務外固定資産
旧真城支店	賃貸	土地	業務外固定資産
旧南都田店舗1	賃貸	土地 建物 建物付属設備 構築物	業務外固定資産
旧南都田店舗2	賃貸	土地 建物 建物付属設備 構築物	業務外固定資産
いちご農園	賃貸	土地 建物 構築物	業務外固定資産

令和3年度注記表

(3)減損損失の認識に至った経緯

遊休資産については、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。また、賃貸資産については、営業収支が 2 期連続赤字であったり、使用価値又は正味売却価額が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(4)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位:千円)

場所		減損金額	内訳
遊休資産	旧羽田支店	727	土地 727
	旧Aコープ店舗	41	土地 41
	旧獣医師住宅	52	土地 52
	大手通り支店	107,356	土地 77,768 建物 25,451 建物附属設備 3,006 構築物 855 工具器具備品 273
	水沢南支店	31,898	土地 3,330 建物 26,642 建物附属設備 1,716 構築物 208
	金ケ崎中央支店	14,513	建物 10,683 建物附属設備 3,775 工具器具備品 54
	胆沢食品加工所	2,481	建物 475 建物附属設備 912 構築物 770 機械装置 321
	旧伝承センター	5,993	土地 5,993 建物 0
農業関連賃貸	旧後田集会所	774	土地 774
	旧若草野菜集荷場	147	土地 147
系統外賃貸	旧真城支店	789	土地 789
	旧南都田店舗1	145	土地 119 建物 1 建物附属設備 9 構築物 14
	旧南都田店舗 2	145	土地 119 建物 1 建物附属設備 9 構築物 14
	旧水沢有線事務所	507	土地 507
	合計	165,573	

(5)回収可能価額の算定方法

固定資産の回収可能価額は、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっています。なお、使用価値に適用した割引率は 6.3%です。

令和4年度注記表

(3)減損損失の認識に至った経緯

遊休資産については、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。また、賃貸資産については、営業収支が 2 期連続赤字であったり、使用価値又は正味売却価額が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(4)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位:千円)

場所		減損金額	内訳
遊休資産	旧羽田支店	357	土地 357
	旧大手通り支店	457	土地 457
	旧水沢南支店	606	建物付属設備 606
	小山舘倉庫土地	5,018	土地 5,018
系統外賃貸	旧佐倉河加工場	156	土地 156
	旧荒巻横道上店舗	1,827	土地 28 建物 1,064 構築物 735
	旧真城支店	494	土地 494
	旧南都田店舗1	214	土地 154 建物 1 建物附属設備 44 構築物 14
	旧南都田店舗 2	214	土地 154 建物 1 建物附属設備 44 構築物 14
子会社賃貸	水沢燃料センター	1,301	土地 1,270 構築物 31
農業関連賃貸	いちご農園	3,310	土地 2,458 建物 269 構築物 582
	合計	13,958	

(5)回収可能価額の算定方法

固定資産の回収可能価額は、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっています。なお、使用価値に適用した割引率は 6.1%です。

令和3年度注記表	令和4年度注記表
Ⅵ. 金融商品に関する注記 **1. 金融商品の状況に関する事項** （1）金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岩手県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の有価証券による運用を行っています。 （2）金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 また、営業債権である経済事業未収金及び経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。 （3）金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については経営管理委員会及び理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理室（融資二次審査部署）を設置し各支店との連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ② 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、経営管理委員会及び理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融共済グループ（運用部門）は、経営管理委員会及び理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理室（リスク管理部門）が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 （市場リスクに係る定量的情報） 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 867,278 千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、	**Ⅵ. 金融商品に関する注記** **1. 金融商品の状況に関する事項** （1）金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岩手県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の有価証券による運用を行っています。 （2）金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 また、営業債権である経済事業未収金及び経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。 （3）金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については経営管理委員会及び理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理室（融資二次審査部署）を設置し各支店との連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ② 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、経営管理委員会及び理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融共済グループ（運用部門）は、経営管理委員会及び理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理室（リスク管理部門）が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 （市場リスクに係る定量的情報） 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 887,736 千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、

令和3年度注記表

金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は次表に含めていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	104,912,811	104,914,721	1,910
有価証券			
その他有価証券	10,582,570	10,582,570	—
貸出金	25,612,892	—	—
貸倒引当金(※1)	△122,012	—	—
貸倒引当金控除後	25,490,880	25,979,005	488,124
経済事業未収金	2,412,901	—	—
貸倒引当金(※1)	△50,521	—	—
貸倒引当金控除後	2,362,380	2,362,380	—
経済受託債権	2,215,233	2,215,233	—
外部出資	3,834	3,834	—
資産計(※2)	145,567,710	146,057,745	490,034
貯金	145,527,671	145,563,872	36,200
借入金	1,801,453	1,801,737	283
負債計(※2)	147,329,125	147,365,609	36,483

(※1)貸出金及び経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2)上記の表の資産計及び負債計は金融商品にかかる合計額であり、貸借対照表の総資産額とは一致しません。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示され

令和4年度注記表

金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は次表に含めていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	106,691,114	106,687,334	△3,780
有価証券			
その他有価証券	11,483,010	11,483,010	—
貸出金	26,125,369	—	—
貸倒引当金(※1)	△107,646	—	—
貸倒引当金控除後	26,017,723	26,352,760	335,037
経済事業未収金	2,583,605	—	—
貸倒引当金(※1)	△52,566	—	—
貸倒引当金控除後	2,531,039	2,531,039	—
外部出資	3,631	3,631	—
資産計(※2)	146,726,518	147,057,775	331,256
貯金	149,339,481	149,307,019	△32,461
借入金	1,772,262	1,769,939	△2,322
負債計(※2)	151,111,743	151,076,959	△34,783

(※1)貸出金及び経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2)上記の表の資産計及び負債計は金融商品にかかる合計額であり、貸借対照表の総資産額とは一致しません。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券及び外部出資

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場

令和3年度注記表

た価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

⑤ 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(※1)	6,064,170

(※1)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日)第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

令和4年度注記表

における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(※1)	6,064,170

(※1)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日)第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

令和3年度注記表

（4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内
預金	104,912,811	―	―
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	―	―	―
貸出金（※1,2,3）	4,914,857	2,315,951	1,983,748
経済事業未収金（※4）	2,292,699	―	―
経済受託債権	2,215,233	―	―
合　計	114,335,602	2,315,951	1,983,748
	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	―	―	―
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	―	―	10,800,000
貸出金（※1,2,3）	1,672,768	1,383,207	13,238,519
経済事業未収金（※4）	―	―	―
経済受託債権	―	―	―
合　計	1,672,768	1,383,207	24,038,519

（※1）貸出金のうち、当座貸越 2,032,602 千円については「1 年以内」に含めています。

（※2）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 82,137 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（※3）貸出金には分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 21,701 千円は償還日が特定できないため含めていません。

（※4）経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 120,202 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（5）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内
貯金（※1）	132,225,459	6,216,276	4,095,902
借入金	1,789,191	12,116	146
合　計	134,014,651	6,228,392	4,096,048
	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金（※1）	790,350	1,982,029	217,653
借入金	―	―	―
合　計	790,350	1,982,029	217,653

（※1）貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示しています。

令和4年度注記表

（4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内
預金	106,691,114	―	―
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	―	―	―
貸出金（※1,2,3）	4,790,348	2,189,131	1,872,759
経済事業未収金（※4）	2,437,788	―	―
合　計	113,919,252	2,189,131	1,872,759
	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	―	―	―
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	―	―	12,200,000
貸出金（※1,2,3）	1,585,457	1,391,358	14,187,917
経済事業未収金（※4）	―	―	―
合　計	1,585,457	1,391,358	26,387,917

（※1）貸出金のうち、当座貸越 2,074,710 千円については「1 年以内」に含めています。

（※2）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 93,719 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（※3）貸出金には分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 14,675 千円は償還日が特定できないため含めていません。

（※4）経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 145,817 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（5）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内
貯金（※1）	138,366,151	4,589,194	3,246,152
借入金	12,116	1,760,146	―
合　計	138,378,267	6,349,340	3,246,152
	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金（※1）	1,871,713	1,039,209	227,060
借入金	―	―	―
合　計	1,871,713	1,039,209	227,060

（※1）貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示しています。

令和3年度注記表

Ⅶ. 有価証券に関する注記

1．有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

（1）その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(※)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式（外部出資）	3,834	2,034	1,799
	債券			
	国債	562,850	520,170	42,679
	地方債	340,290	300,000	40,290
	社債	566,800	500,000	66,800
	小計	1,473,774	1,322,205	151,569
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券			
	国債	9,112,630	9,509,707	△397,077
	小計	9,112,630	9,509,707	△397,077
合　計		10,586,404	10,831,912	△245,508

（※）上記評価差額△245,508 千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

2．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

種　類	売却額	売却益	売却損
国　債	2,540,755	19,604	―

3．当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

Ⅷ. 退職給付に関する注記

1．退職給付に係る注記

（1）採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付に加え、「一般社団法人岩手県農業団体共済会」との契約による退職金共済制度を採用しています。

（2）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,055,154 千円
勤務費用	103,768 千円
利息費用	3,025 千円
数理計算上の差異の発生額	1,579 千円
退職給付の支払額	△227,673 千円
期末における退職給付債務	1,935,853 千円

（3）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,269,727 千円
期待運用収益	7,618 千円
数理計算上の差異の発生額	106 千円
特定退職共済制度への拠出金	74,124 千円
退職給付の支払額	△147,174 千円

令和4年度注記表

Ⅶ. 有価証券に関する注記

1．有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(※)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式（外部出資）	3,631	2,034	1,596
	債券			
	国債	551,950	516,943	35,006
	地方債	324,540	300,000	24,540
	社債	543,850	500,000	43,850
	小計	1,423,971	1,318,977	104,993
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券			
	国債	9,595,970	10,407,219	△811,249
	社債	466,700	500,000	△33,300
	小計	10,062,670	10,907,219	△844,549
合　計		11,486,641	12,226,197	△739,556

（※）上記評価差額△739,556 千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

2．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

種　類	売却額	売却益	売却損
国　債	2,892,757	16,800	―

3．当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

Ⅷ. 退職給付に関する注記

1．退職給付に係る注記

（1）採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付に加え、「一般社団法人岩手県農業団体共済会」との契約による退職金共済制度を採用しています。

（2）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,935,853 千円
勤務費用	96,284 千円
利息費用	4,180 千円
数理計算上の差異の発生額	1,024 千円
退職給付の支払額	△156,042 千円
期末における退職給付債務	1,881,300 千円

（3）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,204,401 千円
期待運用収益	7,226 千円
数理計算上の差異の発生額	174 千円
特定退職共済制度への拠出金	71,347 千円
退職給付の支払額	△100,059 千円

令和3年度注記表

期末における年金資産　1,204,401 千円

(4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

①退職給付債務	1,935,853 千円
②特定退職共済制度	△1,204,401 千円
③未積立退職給付債務(①+②)	731,452 千円
④未認識数理計算上の差異	△40,678 千円
⑤貸借対照表計上額純額(③+④)	690,774 千円
⑥退職給付引当金	690,774 千円

(5)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	103,768 千円
利息費用	3,025 千円
期待運用収益	△7,618 千円
数理計算上の差異の費用処理額	7,863 千円
合計	107,038 千円

(6)年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	68.51%
現金及び預金	3.98%
退職共済年金預け金	24.85%
その他	2.66%
合計	100.00%

(7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.32%
長期期待運用収益率	0.6%
数理計算上の差異の処理年数	10 年

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 27,622 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、259,518 千円となっています。

Ⅸ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	190,653 千円
賞与引当金	16,543 千円
棚卸土地	4,801 千円
個別貸倒引当金超過額	45,789 千円
固定資産老朽化除却	1,108 千円
減損損失	255,186 千円
未払事業税	2,614 千円
その他有価証券評価差額金	67,760 千円
その他	48,465 千円
繰延税金資産小計	632,924 千円
評価性引当額	△548,505 千円
繰延税金資産合計	84,419 千円

令和4年度注記表

期末における年金資産　1,183,090 千円

(4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

①退職給付債務	1,881,300 千円
②特定退職共済制度	△1,183,090 千円
③未積立退職給付債務(①+②)	698,210 千円
④未認識数理計算上の差異	△34,241 千円
⑤貸借対照表計上額純額(③+④)	663,969 千円
⑥退職給付引当金	663,969 千円

(5)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	96,284 千円
利息費用	4,180 千円
期待運用収益	△7,226 千円
数理計算上の差異の費用処理額	7,285 千円
合計	100,524 千円

(6)年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	65.47%
現金及び預金	5.29%
退職共済年金預け金	26.84%
その他	2.40%
合計	100.00%

(7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.55%
長期期待運用収益率	0.6%
数理計算上の差異の処理年数	10 年

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 22,525 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、221,596 千円となっています。

Ⅸ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	183,255 千円
賞与引当金	18,202 千円
個別貸倒引当金超過額	42,484 千円
固定資産老朽化除却	951 千円
減損損失	147,790 千円
未払事業税	2,816 千円
その他有価証券評価差額金	204,117 千円
その他	49,608 千円
繰延税金資産小計	649,226 千円
評価性引当額	△606,033 千円
繰延税金資産合計	43,192 千円

令和3年度注記表	令和4年度注記表
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しています。	**2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因** 法廷実効税率 27.6% （調整） 交際費等永久に損益に算入されない項目 2.4% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △6.0% 住民税均等割等 3.2% 評価性引当額の増減 10.1% 法人税額特別控除 △1.9% 過年度納税額 1.2% その他 △0.6% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 35.9%
X. 収益認識に関する注記 「Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。	**X. 収益認識に関する注記** 「Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。
XI.「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記 **1. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務** 当組合は、一部の事業資産に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該事業資産は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。	**XI.「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記** **1. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務** 当組合は、一部の事業資産に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該事業資産は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

4. 剰余金処分計算書

（単位：千円）

令和3年度			令和4年度		
科目	金額		科目	金額	
1. 当期未処分剰余金		161,744	1. 当期未処分剰余金		228,173
2. 剰余金処分額		109,793	2. 剰余金処分額		164,592
（1）利益準備金	15,000		（1）利益準備金	35,000	
（2）任意積立金	50,000		（2）任意積立金	50,000	
うち目的積立金の積立			うち目的積立金の積立		
農業施設積立金	50,000		農業施設積立金	50,000	
（3）出資配当金	44,793		（3）出資配当金	44,329	
			（4）事業分量配当金	35,263	
3. 次期繰越剰余金		51,950	3. 次期繰越剰余金		63,580

（注1）任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりです。

（注2）次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越金が含まれています。

（注3）出資配当は、0.7%の割合です。ただし、年度内の増資及び新加入については日割り計算とします。
なお、出資配当については、20.42%の源泉徴収後の金額 1,000 円以上は出資金に、1,000 円未満は出資予約貯金とさせていただきます。

（注4）令和4年度の事業利用分量に対する配当の基準は、購買事業の肥料・飼料の購入金額に対し 1.5%の割合とし、お取引口座への入金とさせていただきます。ただし、計算上生じた 1 円未満の端数は切り捨てとします。なお、事業分量配当に伴って生じる消費税の返還額についても、お取引口座への入金とさせていただきます。

〔別表〕

（単位：円）

種 類	目 的	積立目標額	取崩基準	令和3年度末残高	令和4年度末残高
農業施設積立金	事業改革に伴い再編等による施設整備の円滑化を図るため	1,000,000,000	1 億円を超える事業施設を整備するとき	550,000,000	600,000,000
経営安定対策積立金	組合経営の安定及び健全な発展を図るため、会計基準や資産の償却等への対応をはじめ、予測しがたい諸リスクに備えるため	1,000,000,000	目的に照らして必要な額を、経営管理員会の決議により取り崩すことができるものとする	606,935,085	606,935,085

5. 部門別損益計算書
（令和3年度）

（単位：千円）

区　　分	合　計	信用事業	共済事業	農業関連事　業	生活その他事　業	営　農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	10,022,645	988,987	722,237	7,060,400	1,128,226	122,792	
事業費用 ②	7,199,893	319,002	62,061	5,727,171	943,554	148,103	
事業総利益 ③ (①－②)	2,822,751	669,985	660,176	1,333,228	184,672	△25,310	
事業管理費 ④	2,729,223	623,442	457,540	1,064,443	214,130	369,665	
（うち人件費）	(1,956,766)	(510,703)	(377,072)	(618,097)	(144,236)	(306,655)	
（うち減価償却費）	(452,643)	(36,137)	(25,063)	(330,812)	(44,947)	(15,683)	
うち共通管理費		219,707	158,840	283,385	64,189	129,140	△855,262
（うち人件費）		(120,413)	(87,054)	(141,157)	(32,999)	(68,827)	(△450,452)
（うち減価償却費）		(22,781)	(16,470)	(26,706)	(6,243)	(13,021)	(△85,222)
事業利益 ⑤ (③－④)	93,528	46,542	202,635	268,785	△29,458	△394,976	
事業外収益 ⑥	192,206	51,119	36,955	60,880	14,034	29,217	
うち共通分		51,116	36,955	59,922	14,008	29,217	△191,219
事業外費用 ⑦	28,653	7,674	5,533	8,972	2,097	4,375	
うち共通分		7,654	5,533	8,972	2,097	4,375	△28,633
経常利益 ⑧ (⑤＋⑥－⑦)	257,081	89,986	234,057	320,692	△17,522	△370,133	
特別利益 ⑨	43,462	9,259	6,694	17,255	2,537	7,714	
うち共通分		9,259	6,694	10,855	2,537	5,292	△34,640
特別損失 ⑩	225,026	54,440	37,492	84,380	14,686	34,025	
うち共通分		51,859	37,492	60,794	14,212	29,642	△194,001
税引前当期利益 ⑪ (⑧＋⑨－⑩)	75,517	44,806	203,258	253,568	△29,671	△396,445	
営農指導事業分配賦額 ⑫		74,174	61,330	237,867	23,073	△396,445	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ⑬ (⑪－⑬)	75,517	△29,368	141,928	15,700	△52,744		

（注 1） 損益計算書の指導事業収支のうち、生活指導事業にかかる収入及び支出は「生活その他事業」の区分へ移行しているとともに、支出のうち教育情報費と組織育成費は「共通管理費等」の区分へ移行していることから、①～③の合計は損益計算書と一致しません。

（注 2） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額はその内容金額の合計と必ずしも一致するものではありません。

（注 3） 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については事業間の内部取引も含めて表示しています。

1．共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（1）共通管理費等

人員割

（2）営農指導事業

農業関連事業に 60%配賦し、残りについては信用、共済、生活その他事業に事業総利益割及び人員割で配賦

（単位：%）

区　分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事　業	生活その他事　業	営　農指導事業
共通管理費等	100.00	25.69	18.57	33.13	7.51	15.10
営農指導事業	100.00	18.71	15.47	60.00	5.82	

（令和4年度）

（単位：千円）

区　　分	合　計	信用事業	共済事業	農業関連事　業	生活その他事　業	営　農指導事業	共通管理費等
事業収益　①	10,053,585	973,039	671,980	7,179,273	1,269,802	156,869	
事業費用　②	7,276,059	304,233	56,944	5,851,503	1,082,477	178,281	
事業総利益（①－②）　③	2,777,525	668,806	615,035	1,327,769	187,325	△21,411	
事業管理費　④	2,666,075	620,947	402,113	1,038,831	232,794	371,389	
（うち人件費）	(1,925,774)	(509,982)	(332,168)	(611,907)	(164,708)	(307,007)	
（うち減価償却費）	(416,191)	(32,322)	(19,335)	(310,473)	(39,368)	(14,692)	
うち共通管理費		221,779	142,633	286,453	75,771	135,312	△861,950
（うち人件費）		(122,076)	(78,511)	(144,909)	(40,105)	(73,009)	(△458,611)
（うち減価償却費）		(21,149)	(13,602)	(25,105)	(6,948)	(12,648)	(△79,454)
事業利益（③－④）　⑤	111,449	47,859	212,922	288,938	△45,469	△392,800	
事業外収益　⑥	168,605	44,368	28,534	53,820	15,347	26,534	
うち共通分		44.367	28,534	52,665	14,576	26,534	△166,677
事業外費用　⑦	29,293	7,797	5,014	9,256	2,561	4,663	
うち共通分		7,797	5,014	9,256	2,561	4,663	△29,293
経常利益（⑤＋⑥－⑦）　⑧	250,760	84,429	236,441	333,502	△32,683	△370,929	
特別利益　⑨	71,425	18,089	11,633	21,811	5,942	13,947	
うち共通分		18,089	11,633	21,472	5,942	10,818	△67,957
特別損失　⑩	85,507	22,106	13,311	30,911	6,799	12,378	
うち共通分		20,697	13,311	24,568	6,799	12,378	△77,755
税引前当期利益（⑧＋⑨－⑩）　⑪	236,679	80,413	234,764	324,402	△33,539	△369,360	
営農指導事業分配賦額　⑫		67,147	55,810	221,618	24,784	△369,360	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益（⑪－⑫）　⑬	236,679	13,265	178,953	102,783	△58,324		

（注1）　損益計算書の指導事業収支のうち、生活指導事業にかかる収入及び支出は「生活その他事業」の区分へ移行しているとともに、支出のうち教育情報費と組織育成費は「共通管理費等」の区分へ移行していることから、①～③の合計は損益計算書と一致しません。

（注2）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額はその内容金額の合計と必ずしも一致するものではありません。

（注3）当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

1．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（1）共通管理費等

人員割

（2）営農指導事業

農業関連事業に 60%配賦し、残りについては信用、共済、生活その他事業に事業総利益割及び人員割で配賦

（単位：%）

区　分	合　計	信用事業	共済事業	農業関連事　業	生活その他事　業	営　農指導事業
共通管理費等	100.00	25.73	16.55	33.23	8.79	15.70
営農指導事業	100.00	18.18	15.11	60.00	6.71	

６. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確　認　書

①　私は、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

②　当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和５年７月１日

岩手ふるさと農業協同組合

代表理事理事長　菊地　義孝

７. 会計監査人の監査

令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けています。

Ⅱ　損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円、口、人、%）

項　　目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益(事業収益)	10,342	10,053	9,982	10,022	10,053
信用事業収益	1,299	1,124	1,024	988	973
共済事業収益	801	772	718	722	671
農業関連事業収益	6,890	6,814	6,782	7,060	6,052
その他事業収益	1,231	1,307	1,128	1,128	2,199
営農指導事業	123	111	205	122	156
経常利益	186	199	281	257	250
当期剰余金	158	△408	227	55	151
出資金 （出資口数）	6,666 （6,666,768 口）	6,632 （6,632,447 口）	6,572 （6,572,352 口）	6,515 （6,515,345 口）	6,435 （6,435,454 口）
純資産額 総資産額	10,231 156,062	9,708 168,753	9,742 163,824	9,417 160,618	8,963 163,793
貯金等残高 貸出金残高 有価証券残高	136,526 25,804 1,858	149,362 25,650 2,919	148,454 25,441 7,172	145,527 25,612 10,582	149,339 26,125 11,483
剰余金配当金額	46	―	45	44	79
出資配当額	46	―	45	44	44
事業利用分量配当額	―	―	―	―	35
職員数	440	419	415	402	381
単体自己資本比率	13.47%	12.23%	13.70%	14.19%	13.93%

（注1）経常収益は、各事業収益の合計額を表しています。
（注2）当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
（注3）信託業務の取り扱いは、行っていません。
（注4）「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しています。

2. 利益総括表

（単位：百万円、%）

項　　目	令和3年度	令和4年度	増　　減
資金運用収支	840	838	2
役務取引等収支	52	58	△5
その他信用事業収支	△223	△228	4
信用事業粗利益 （信用事業粗利益率）	912 （0.62）	913 （0.63）	△0 （△0.01）
事業粗利益 （事業粗利益率）	3,030 （1.68）	2,994 （1.68）	35 （0.00）
事業純益	362	392	
実質事業純益	362	392	
コア事業純益	342	376	
コア事業純益 （投資信託解約時損益を除く）	342	376	

3. 資金運用収支の内訳

（単位：百万円、%）

項　　目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利　息	利 回	平均残高	利　息	利 回
資金運用勘定	145,003	868	0.59	143,019	859	0.60
うち預金	110,399	465	0.42	105,139	446	0.42
うち有価証券	8,840	46	0.52	11,841	64	0.54
うち貸出金	25,762	357	1.38	26,037	348	1.33
資金調達勘定	152,449	26	0.01	150,298	18	0.01
うち貯金・定期積金	150,624	25	0.01	148,506	18	0.01
うち借入金	1,824	1	0.02	1,792	0	0.01
総資金利ざや			0.17			0.18

（注1） 総資金利ざや＝資金運用利回－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
（注2） 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

項　　目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	△29	△9
うち預金	△26	△19
うち有価証券	11	18
うち貸出金	△13	△9
支払利息	△21	△8
うち貯金・定期積金	△21	△7
うち借入金	0	0
差　引	△8	△1

（注1） 増減額は、前年度対比です。
（注2） 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等が含まれています。

Ⅲ　事業の概況

1. 信用事業

(1)貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高　（単位:百万円、%）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増　　減
流動性貯金	69,636 （ 46.23 ）	72,536 （ 48.84 ）	2,900
定期性貯金	81,002 （ 53.77 ）	75,970 （ 51.16 ）	△5,032
計	150,638 （ 100.00 ）	148,506 （ 100.00 ）	△2,132
合　　計	150,638 （ 100.00 ）	148,506 （ 100.00 ）	△2,132

（注1） 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
（注2） 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
（注3） （　）内は、構成比です。

② 定期貯金残高　（単位:百万円、%）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増　　減
定期貯金	70,772 （ 100.00 ）	75,096 （ 100.00 ）	4,324
うち固定金利定期	70,766 （ 99.99 ）	75,090 （ 99.99 ）	4,324
うち変動金利定期	6 （ 0.01 ）	6 （ 0.01 ）	0

（注1） 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
（注2） 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
（注3） （　）内は、構成比です。

(2)貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高　（単位:百万円）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増　　減
手形貸付	243	208	△35
証書貸付	23.453	23.731	278
当座貸越	2,069	2,100	31
合　　計	25,766	26,041	275

③ 貸出金の金利条件別内訳残高　（単位:百万円、%）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増　　減
固定金利貸出	12,511 （ 48.85 ）	11,221 （ 42.95 ）	△1,290
変動金利貸出	11,030 （ 43.07 ）	12,805 （ 49.02 ）	1,775
その他	2,070 （ 8.08 ）	2,098 （ 8.03 ）	28
合　　計	25,612 （ 100.00 ）	26,125 （ 100.00 ）	513

（注1） （　）内は、構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高　（単位:百万円）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増　　減
貯金・定期積金等	405	331	△74
動　産	0	0	0
不動産	8	7	△1
その他担保物	1	0	△1
小　　計	414	339	△75
農業信用基金協会保証	8,098	8,102	4
その他保証	12,278	13,749	1,471
小　　計	20,376	21,851	1,475
信　用	4,821	3,934	△887
合　　計	25,612	26,125	513

④ 債務保証の担保別内訳

当JAでは債務保証はございません。

⑤ 貸出金の使途別内訳

（単位：百万円、%）

種　　類	令和3年度		令和4年度		増　　減
設備資金	21,446	(83.73)	22,354	(85.57)	908
運転資金	4,166	(16.27)	3,771	(14.43)	△395
合　　計	25,612	(100.00)	26,125	(100.00)	513

（注1）（　）内は、構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

（単位：百万円、%）

種　　類	令和3年度		令和4年度		増　　減
農業	5,187	(20.25)	4,988	(19.09)	△199
林業	18	(0.07)	19	(0.07)	1
水産業	0	(0.00)	0	(0.00)	0
製造業	3,241	(12.65)	3,649	(13.97)	408
鉱業	94	(0.37)	93	(0.36)	△1
建設・不動産業	1,580	(6.17)	1,709	(6.54)	129
電気・ガス・熱供給水道業	206	(0.80)	242	(0.93)	36
運輸・通信業	815	(3.18)	879	(3.36)	64
金融・保険業	257	(1.00)	230	(0.88)	△27
卸売・小売・サービス業・飲食業	3,809	(14.87)	4,373	(16.74)	564
地方公共団体	2,355	(9.19)	1,826	(6.99)	△529
その他	8,044	(31.41)	8,110	(31.04)	66
合　　計	25,612	(100.00)	26,125	(100.00)	513

（注1）（　）内は、構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1）営農類型別

（単位：百万円）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増　　減
農業			
穀作	1,907	1,857	△50
野菜・園芸	134	116	△18
果樹・樹園農業	8	8	0
養豚・肉牛・酪農	643	659	16
養鶏・養卵	9	7	△2
養蚕	2	3	1
その他農業	1,386	1,405	19
合　　計	4,090	4,054	△36

（注）1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2.「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業，農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2） 資金種類別

〔貸出金〕 （単位：百万円）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増　　減
プロパー資金	2,631	2,474	△157
農業制度資金	1,459	1,580	121
農業近代化資金	865	904	39
その他制度資金	594	676	82
合　　計	4,090	4,054	△36

(注)1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで JA が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕 （単位：百万円）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増　　減
日本政策金融公庫資金	0	0	0

（注） 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

（単位：百万円）

債 権 区 分			債権額	保全額			
				担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		3年度	134	34	13	86	134
		4年度	140	23	27	89	140
危険債権		3年度	125	34	54	29	118
		4年度	156	19	119	12	152
要管理債権		3年度	0	0	0	0	0
		4年度	0	0	0	0	0
	三月以上延滞債権	3年度	0	0	0	0	0
		4年度	0	0	0	0	0
	貸出条件緩和債権	3年度	0	0	0	0	0
		4年度	0	0	0	0	0
小計		3年度	259	68	67	116	253
		4年度	296	43	147	102	293
正常債権		3年度	25,353				
		4年度	25,827				
合計		3年度	25,612				
		4年度	26,125				

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4.「三月以上延滞債権」と5.「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区　　分	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	7	6		7	6	6	6		6	6
個別貸倒引当金	170	165	0	170	165	165	153	0	165	153
合　　計	177	171	0	177	171	171	159	0	171	159

⑪ 貸出金償却の額

（単位：百万円）

項　　目	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	0	0

(3)内国為替取扱実績

（単位：千件、百万円）

種　　類		令和3年度		令和4年度	
		仕　向	被仕向	仕　向	被仕向
送金・振込為替	件　数	295	229	315	223
	金　額	122,768	144,807	122,321	146,205
取　立　為　替	件　数	0	0	0	0
	金　額	13	0	0	0
雑　　為　　替	件　数	2	1	1	1
	金　額	658	939	835	1,126
合　　計	件　数	298	232	317	226
	金　額	123,427	145,747	123,157	147,332

(4)有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）

種　類	令和3年度	令和4年度	増　減
国　　債	8,036	10,719	2,683
地　方　債	301	301	0
金　融　債			
特別法人債	503	821	319
合　　計	8,840	11,841	3,001

② 商品有価証券種類別平均残高
該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

（単位：百万円）

種　　類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　　計
令和3年度								
国　　債				563	494	8,617		9,675
地　方　債						340		340
特別法人債						566		566
令和4年度								
国　　債				552		9,596		10,148
地　方　債						324		324
特別法人債						1,010		1,010

(5)有価証券時価情報等

① 有価証券の時価情報等

（単位：百万円）

保有区分	令和3年度			令和4年度		
	取得価額	時　価	評価損益	取得価額	時　価	評価損益
満期保有	－	－	－	－	－	－
その他	10,829	10,582	△247	12,224	11,483	△741
合計	10,829	10,582	△247	12,224	11,483	△741

（注1） 時価は期末日における市場価格等によっています。
（注2） 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。
（注3） 満期保有目的の債券はありません。
（注4） その他有価証券については時価を貸借対照表価額としています。

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済事業取扱実績

(1)長期共済新契約高・保有高

（単位：千円）

種類		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	当期末保有高	新契約高	当期末保有高
生命系	終身共済	1,195,794	97,232,841	1,105,381	91,614,565
	定期生命共済	102,000	1,157,100	89,400	1,144,500
	養老生命	375,100	46,808,046	241,900	40,761,024
	こども共済	237,600	10,254,562	124,900	9,284,482
	医療共済	41,000	1,829,450	22,500	1,595,250
	がん共済		156,000		153,000
	定期医療共済		1,233,000		1,156,800
	介護共済	131,475	868,681	37,315	903,996
	年金共済		75,000		75,000
建物更生共済		20,230,910	184,508,627	11,502,160	182,065,918
合計		22,076,280	333,868,747	12,998,656	319,470,055

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保証金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

(2)医療系共済の共済金額保有高

（単位：千円）

種類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	139,447	163,850	135,978	322,800
がん共済	80	6,746	148	6,668
定期医療共済		1,860		1,720
計	139,447	163,850	135,978	322,800

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

（3）介護系その他の共済の共済金額保有高　　（単位：千円）

種　　類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	162,641	1,974,038	48,616	1,974,255
認知症共済			408,200	403,700
生活障害共済（一時金型）	37,200	187,500	16,400	187,900
生活障害共済（定期年金型）	3,000	17,800	1,700	18,700
特定重度疾病共済	76,600	585,800	54,900	581,600

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

（4）年金共済の年金保有高　　（単位：千円）

種　　類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	49,619	1,478,774	24,590	1,413,320
年金開始後		909,581		899,743
計	49,619	2,388,355	24,590	2,313,063

（注）金額は、年金金額を記載しています。

（5）短期共済新契約高　　（単位：千円）

種　　類	令和3年度		令和4年度	
	保障金額	掛金	保障金額	掛金
火　災　共　済	14,792,960	22,660	14,324,940	21,515
自　動　車　共　済		832,141		812,065
傷　害　共　済	19,685,500	5,882	28,735,500	6,835
賠償責任共済		745		769
自　賠　責　共　済		201,936		196,118
計		1,063,365		1,037,305

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保証金額（死亡保障又は火災保証を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

（1）購買事業取扱実績

買取購買品　　（単位：千円）

種　　類		令和3年度		令和4年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生産資材	肥　料	1,012,207	87,067	1,242,648	139,673
	農　薬	839,860	99,219	854,162	99,916
	飼　料	1,117,190	42,522	1,285,175	47,094
	そ　の　他	1,939,386	115,532	1,615,857	86,389
	小　計	4,908,645	344,341	4,997,842	373,073
生活物資	食　品	65,818	4,559	59,755	4,724
	衣　料　品	729	139	662	115
	耐久消費財	8,233	1,200	4,757	630
	日用保健雑貨	38,227	9,646	36,227	8,925
	家　庭　燃　料	297,832	169,872	298,051	168,427
	うちLPG	296,590	169,719	296,948	168,288
	小　計	410,841	185,418	399,453	182,823
合　計		5,319,486	529,760	5,397,296	555,897

（注）供給高は総額で記載しており、損益計算書のおける金額とは一致しません。

（2）販売事業取扱実績

受託品販売

（単位：千円）

種類		令和3年度		令和4年度	
		販売高	手数料	販売高	手数料
米穀類	米	6,958,746	248,411	7,264,229	278,864
	麦・大豆他	520,766	19,798	582,008	26,281
	計	7,479,513	268,210	7,846,238	305,145
園芸特産	野菜	1,010,558	30,173	761.278	22,864
	果樹	63,470	1,902	86,052	2,580
	花き	252,383	7,530	257,027	7,712
	その他	60,595	1,619	54,648	1,643
	計	1,659,317	41,227	1,159,006	34,800
畜産物	生乳	1,768,162	24,635	1,703,180	23,616
	肉牛	2,126,589	31,897	2,178,403	32,675
	その他	1,550,196	27,262	1,320,469	23,855
	計	5,444,948	83,796	5,202,053	80,146
合計		14,311,469	393,233	14,207,297	420,092

（注）販売高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

（3）保管事業取扱実績

（単位：千円）

項目		令和3年度	令和4年度
収益	保管料	142,776	144,223
	荷役料	21,714	21,899
	保管雑収入	90,492	92,772
	計	254,983	258,895
費用	保管材料費	5,251	5,265
	保管労務費	4,689	3,780
	保管雑費	38,984	48,128
	計	48,924	57,174
収支差額		206,059	201,720

（4）加工・利用・その他事業

（単位：千円）

項目		令和3年度	令和4年度
収益	加工事業収益	62,103	0
	利用事業収益	1,324,232	1,482690
	有線放送事業収益	19,734	18,073
	宅地等供給事業収益	4,833	8,967
	旅行事業収益	851	3,000
	産直事業収益	393,441	409,045
	農業経営事業収益	22,598	18,886
	計	1,827,795	1,940,665
費用	加工事業費用	62,656	0
	利用事業費用	889,391	1,089,438
	有線放送事業費用	6,636	4,963
	宅地等供給事業費用	4,770	11,739
	旅行事業費用	816	964
	産直事業費用	357,590	372,470
	農業経営事業費用	23,714	19,420
	計	1,345,577	1,498,997
収支差額		482,217	441,668

（5）指導事業　　（単位：千円）

項目		令和3年度	令和4年度
収入	賦課金	34,512	33,606
	指導事業補助金	2,479	97,612
	実費収入	22,220	25,750
	計	59,212	156,970
支出	営農改善費	59,999	151,062
	生活文化費	833	963
	教育情報費	21,587	23,622
	組織育成費	47,916	49,585
	健康管理活動費	1,292	1,210
	指導雑費	16,135	18,912
	計	147,766	245,358
指導事業収支差額		△88,554	△88,387

（注）収益認識会計基準の適用により行政、関係団体等からの補助金は代理人取引と判断されたため、収入と支出を相殺して計上しています。

Ⅳ　経営諸指標

1. 利益率

（単位：%）

項　　目	令和3年度	令和4年度	増　　減
総資産経常利益率	0.14	0.14	0.00
資本経常利益率	2.63	2.58	△0.05
総資産当期純利益率	0.03	0.08	0.05
資本当期純利益率	0.56	1.56	1.00

（注1）　総資産経常利益率＝経常利益/総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
（注2）　資本経常利益率＝経常利益/純資産勘定平均残高×100
（注3）　総資産当期純利益総率＝当期剰余金（税引後）/総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
（注4）　資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）/純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

（単位：%）

区　　分		令和3年度	令和4年度	増　　減
貯貸率	期　末	17.60	17.49	△0.11
	期中平均	17.10	17.28	0.18
貯証率	期　末	7.27	7.68	0.41
	期中平均	5.86	7.86	2.00

（注1）　貯貸率（期　　末）＝貸出金残高/貯金残高×100
（注2）　貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高/貯金平均残高×100
（注3）　貯証率（期　　末）＝有価証券残高/貯金残高×100
（注4）　貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高/貯金平均残高×100

Ⅴ　自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、%）

項　　目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,513	8,543
うち、出資金及び資本準備金の額	6,515	6,435
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	2,148	2,280
うち、外部流出予定額 （△）	44	79
うち、上記以外に該当するものの額	△105	△92
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6	6
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6	6
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額	―	―
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	152	74
コア資本にかかる基礎項目の額　（イ）	8,672	8,624
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	64	22
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	64	22
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	64	22
自己資本		
自己資本の額（（イ）―（ロ））　（ハ）	8,608	8,601

項　　目	令和3年度	令和4年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	54,933	56,133
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,693	1,659
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,693	1,659
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,705	5,616
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	60,639	61,749
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	14.19	13.93

（注1）「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しています。
（注2）当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
（注3）当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4%
現金	581			723		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,038			10,933		
外国の中央政府及び中央銀行向け						
国際決済銀行等向け						
我が国の地方公共団体向け	2,657			2,127		
外国の中央政府等以外の公共部門向け						
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機構向け	500	50	2	500	50	2
我が国の政府関係機関向け						
地方三公社向け						
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	104,917	20,983	839	106,695	21,339	853
法人等向け	255	195	7	768	462	18
中小企業等向け及び個人向け	1,586	843	33	1,567	849	33
抵当権付住宅ローン	12,457	4,330	173	13,133	4,569	182
不動産取得等事業向け	258	247	9	234	226	9
三月以上延滞等	177	78	3	214	118	4
取立未済手形	13	2	0	13	2	0
信用保証協会等保証付	8,095	779	31	8,102	784	31
株式会社地域経済活性化支援機構による保証付						
共済約款貸付						
出資等	609	609	24	609	609	24
（うち出資等のエクスポージャー）	609	609	24	609	609	24
（うち重要な出資のエクスポージャー）						
上記以外	17,046	25,119	1,004	17,349	25,460	1,018
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）						
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	5,458	13,645	545	5,458	13,645	545
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）						
（うち上記以外のエクスポージャー）	11,588	11,474	458	11,891	11,814	472
証券化						
（うちSTC要件適用分）						
（うち非STC適用分）						
再証券化						

	令和3年度			令和4年度		
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー						
（うちルックスルー方式）						
（うちマンデート方式）						
（うち蓋然性方式250%）						
（うち蓋然性方式400%）						
（うちフォールバック方式）						
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		1,693	67		1,659	66
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）						
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	159,194	54,933	2,197	162,975	56,133	2,245
CVAリスク相当額÷8%						
中央清算機関関連エクスポージャー						
合計（信用リスク・アセットの額）	159,194	54,933	2,197	162,975	56,133	2,245
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b＝a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b＝a×4%
	5,705		228	5,616		224
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 a		所要自己資本額 b＝a×4%	リスク・アセット等（分母）計 a		所要自己資本額 b＝a×4%
	60,639		2,425	61,749		2,469

（注1）「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

（注2）「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

（注3）「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

（注4）「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

（注5）「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

（注6）「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

（注7）「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

（注8）当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R＆Ｉ)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
Ｓ＆Pグローバル・レーティング(Ｓ＆P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和3年度					令和4年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
地域別	国内	159,194	25,643	10,838		158	162,975	26,154	12,234		214
	国外										
地域別残高計		159,194	25,643	10,838		158	162,975	26,154	12,234		214
業種別	法人 農業	685	685				735	735			
	法人 林業										
	法人 水産業										
	法人 製造業	6	6				5	5			
	法人 鉱業										
	法人 建設・不動産業	116	116				142	142			
	法人 電気・ガス・熱供給・水道業	39	39				537	36	500		
	法人 運輸・通信業	5	5				3	3			
	法人 金融・保険業	110,888		500			112,667		500		
	法人 卸売・小売・飲食・サービス業	36	36				22	22			
	法人 日本国政府・地方公共団体	12,685	2,347	10,338			13,039	1,805	11,234		
	法人 上記以外	659	69			22	693	84			31
	個人	22,386	22,337			135	23,360	23,309			182
	その他	11,684					11,767	9			
業種別残高計		159,194	25,643	10,838		158	162,975	26,154	12,234		214
残存期間別	1年以下	107,216	2,298				107,681	2,285			
	1年超3年以下	1,751	1,751				2,843	1,543			
	3年超5年以下	2,227	2,227				2,012	2,012			
	5年超7年以下	2,606	2,083	523			2,864	2,344	519		
	7年超10年以下	2,599	2,102	497			1,470	1,470			
	10年超	24,439	14,621	9,818			27,529	15,814	11,714		
	期限のないもの	18,354	559				18,574	684			
残存期間別残高計		159,194	25,643	10,838			162,975	26,154	12,234		

（注1）信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

（注2）「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

（注3）「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

（注4）「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から 3 か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区分	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	7	6		7	6	6	6		6	6
個別貸倒引当金	170	165		170	165	165	153		165	153

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸倒償却の額

（単位：百万円）

		令和3年度						令和4年度					
		個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国内		170	165		170	165		165	153		165	153	
国外													
地域別計		170	165		170	165		165	153		165	153	
法人	農業	27	14		27	14		14	15		14	15	
	林業												
	水産業												
	製造業												
	鉱業												
	建設・不動産業												
	電気・ガス・熱供給・水道業												
	運輸・通信業												
	金融・保険業												
	卸売・小売・飲食・サービス業												
	その他												
個　人		141	150		141	150		150	138		150	138	
業種別計		170	165		170	165		165	153		165	153	

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

（単位：百万円）

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%		14,103	14,103		14,484	14,484
	リスク・ウエイト 2%						
	リスク・ウエイト 4%						
	リスク・ウエイト 10%		8,314	8,314		8,348	8,348
	リスク・ウエイト 20%		104,930	104,930		106,708	106,708
	リスク・ウエイト 35%		12,373	12,373		13,057	13,057
	リスク・ウエイト 50%		515	515	500	570	1,071
	リスク・ウエイト 75%		829	829		840	840
	リスク・ウエイト 100%		14,333	14,333		14,629	14,629
	リスク・ウエイト 150%		27	27		35	35
	リスク・ウエイト 250%		5,458	5,458		5,458	5,458
	その他						
リスク・ウエイト 1250%							
計			160,888	160,888		164,133	164,634

（注1）信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

（注2）「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

（注3）経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

（注4）1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付が A-または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については，①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区　　分	令和3年度		令和4年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
我が国の政府関係機関向け				
地方三公社向け				
金融機関向け及び証券会社向け				
法人等向け	28		27	
中小企業等向け及び個人向け	63	449	51	449
抵当権住宅ローン				
不動産取得等事業向け				
三月以上延滞等				2
証券化				
中央清算機関関連				
上記以外	34		2	
合計	126	449	80	451

（注1）「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

（注2）「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

（注3）「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

（注4）「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

（注5）「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

・子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

・系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②系統外出資で時価のあるものについては時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資（時価のあるものを除く）については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を計上しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　場	3	3	3	3
非上場	6,064	6,064	6,064	6,064
合　計	6,068	6,068	6,067	6,067

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

（単位：百万円）

	令和3年度		令和4年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上　場				
非上場	149	△245	104	△844
合　計	149	△245	104	△844

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

☞リスク管理の方針および手続きの概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測し、四半期毎にALM委員会、経営管理委員会および理事会に報告しています。

☞金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（⊿EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の 3 シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 2.5 年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、⊿EVEおよび⊿NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

・全事業年度末の開示からの変動に関する説明

⊿EVEの全事業年度末からの変動要因は、有価証券残高の増加によるものです。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

☞⊿EVEおよび⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVEおよび⊿NIIと大きく異なる点

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項　（単位:百万円）

IRRBB１：金利リスク					
項番		⊿ＥＶＥ		⊿ＮＩＩ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,007	952	△91	△113
2	下方パラレルシフト	△1,612	△869	△18	△1
3	スティープ化	1,413	1,334		
4	フラット化	△1,161	△956		
5	短期金利上昇	△297	△299		
6	短期金利低下	△107	△10		
7	最大値	1,413	1,334	0	0
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,601		8,608	

・「⊿ＥＶＥ」とは金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

・「⊿ＮＩＩ」とは金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 か月を経過するまでの間の金利収益の減収額として計測されるものをいいます。

・「上方パラレルシフト」とは通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「下方パラレルシフト」とは通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

・「スティープ化」とは通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「フラット化」とは通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「短期金利上昇」とは通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「短期金利低下」とは通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

Ⅵ 【 連結情報 】

1．グループの概況

(1)グループの事業系統図

JA岩手ふるさとのグループは、当JA、子会社3社で構成されています。
このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は3社です。

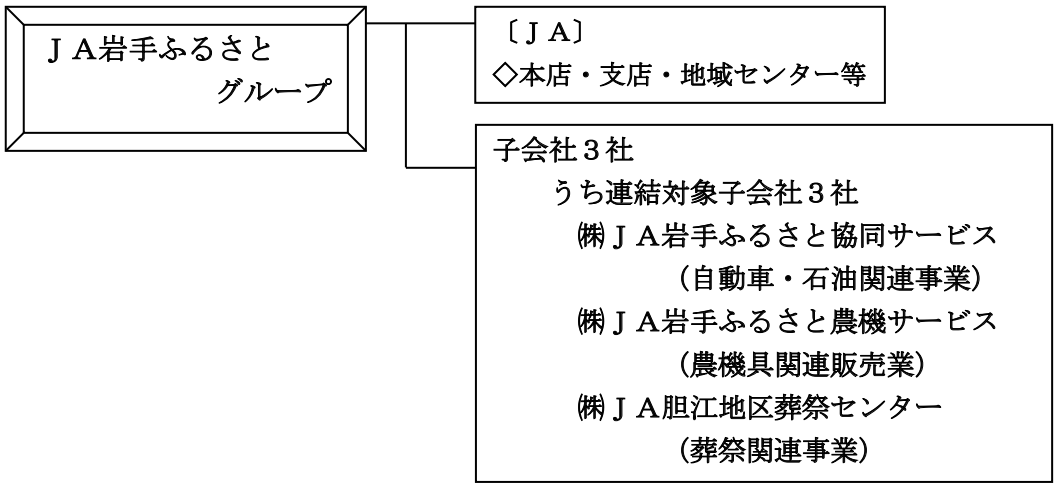

(2)子会社等の状況

会社名	主たる営業所または事務所の所在地	設立年月	資本金または出資金	事業の内容	議決権に対する当組合の所有割合	役員数(うち組合出身の者の数)	議決権に対する当組合及び他の子会社等の所有割合
(株)JA岩手ふるさと協同サービス	奥州市胆沢小山字舘37	平成15年3月6日	10,000千円	石油販売 車両販売 修理業	100%	6(6)人	100%
(株)JA岩手ふるさと農機サービス	胆沢郡金ケ崎町三ヶ尻南荒巻2-4	平成18年11月1日	30,000千円	農機具等販売・整備・修理・点検業	100%	6(6)人	100%
(株)JA胆江地区葬祭センター	奥州市水沢東大通り1-8-17	平成15年10月1日	16,000千円	葬祭事業	72%	8(4)人	72%

(3)連結事業概況(令和4年度)

◇ 連結事業の概況

(1)事業の概況

令和4年度の当JAの連結決算は、子会社3社を連結しています。
連結決算の内容は、連結経常利益317百万円、連結当期剰余金82百万円となりました。

(2) 連結子会社の事業概況

ア.(株)JA岩手ふるさと協同サービス
当社は、石油・自動車修理販売業を営み、売上高は1,981百万円を計上し、当期利益は20百万円となりました。

イ.(株)JA岩手ふるさと農機サービス
当社は、農機具等修理販売業を営み、売上高は1,576百万円を計上し、当期利益は24百万円となりました。

ウ.(株)JA胆江地区葬祭センター
当社は、葬祭事業を営み、売上高は584百万円を計上し、当期利益は12百万円となりました。

(4)最近5年間の連結ベースの主要な経営指標

（単位：百万円）

項　　目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益 （事業収益）	14,920	14,243	13,455	11,417	11,266
信用事業収益	1,296	1,121	1,021	986	970
共済事業収益	800	772	717	721	670
農業関連事業収益	10,218	9,669	9,286	7,570	7,430
その他事業収益	2,604	2,679	2,430	2,138	2,194
連結経常利益	294	298	344	317	325
連結当期剰余金	227	△354	271	82	211
連結純資産額	10,842	10,390	10,514	10,213	10,213
連結総資産額	156,891	169,540	164,707	161,527	164,698
連結自己資本比率	14.20	12.98	14.33	14.85	14.62

(5)連結貸借対照表

（単位：千円）

科　　目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)	科　　目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
（資産の部）			（負債の部）		
1. 信用事業資産	141,796,223	145,245,758	1. 信用事業負債	147,178,010	151,007,306
(1)現金及び預金	105,607,983	107,592,470	(1)貯金	144,991,252	148,737,137
(2)有価証券	10,582,570	11,483,010	(2)借入金	1,801,453	1,772,262
(3)貸出金	25,612,892	26,125,369	(3)その他の信用事業負債	385,304	497,907
(4)その他の信用事業資産	114,789	152,555	2. 共済事業負債	451,262	401,996
(5)貸倒引当金	△122,012	△107,646	(1)共済資金	201,912	161,861
2. 共済事業資産	469	477	(2)未経過共済付加収入	247,495	238,048
(1)その他の共済事業資産	469	477	(3)その他の共済事業負債	1,854	2,086
			3. 経済事業負債	1,454,774	1,365,052
			(1)経済事業未払金	1,058,998	1,034,738
3. 経済事業資産	5,901,685	5,922,882	(2)その他の経済事業負債	395,776	330,314
(1)経済事業未収金	2,690,682	2,872,521			
(2)棚卸資産	952,347	898,048	4. 雑負債	644,421	569,698
(3)その他の経済事業資産	2,330,449	2,225,937	5. 諸引当金	986,161	928,643
(4)貸倒引当金	△71,793	△73,624	(1)賞与引当金	86,275	91,418
4. 雑資産	473,567	480,091	(2)退職給付引当金	895,466	832,921
(1)雑資産	473,568	480,092	(3)ポイント引当金	4,419	4,304
(2)貸倒引当金	△0	△0	6. 再評価に係る繰延税金負債	589,047	579,703
5. 固定資産	7,224,999	6,954,381	負債の部合計	151,313,792	154,852,401
(1)有形固定資産	7,155,410	6,925,999	（純資産の部）		
建物	9,577,216	9,663,012	1. 組合員資本	9,306,791	9,431,579
機械装置	5,423,802	5,466,765	(1)出資金	6,519,845	6,439,954
土地	4,072,838	4,033,179	(2)利益剰余金	2,892,712	3,083,921
建設仮勘定	62,428	2,506	(3)処分未済持分	△105,745	△92,275
その他の有形固定資産	2,645,912	2,506,531	(4)子会社の所有する親組合出資金	△20	△20
減価償却累計額	△14,626,787	△14,745,996	2. 評価・換算差額等	801,192	305,976
(2)無形固定資産	69,589	28,381	(1)その他有価証券評価差額金	△245,508	△739,556
6. 外部出資	6,017,014	6,016,816	(2)土地再評価差額金	1,104,285	1,079,773
(1)外部出資	6,017,014	6,016,816	(3)退職給付引当金に係る調整累計	△57,585	△34,241
7. 繰延税金資産	113,534	78,299	3. 非支配株主持分	105,718	108,749
			純資産の部合計	10,213,701	9,846,306
資産の部合計	161,527,494	164,698,707	負債及び純資産の部合計	161,527,494	164,698,707

(6)連結損益計算書

（単位：千円）

科　　目	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
1 事業総利益	**3,769,032**	**3,703,965**
(1) 信用事業収益	986,318	970,989
資金運用収益	868,919	859,807
(うち預金利息)	(465,362)	(433,546)
(うち有価証券利息)	(46,328)	(64,561)
(うち貸出金利息)	(357,225)	(348,655)
(うちその他受入利息)	(2)	(3)
役務取引等収益	64,025	69,499
その他事業直接収益	19,604	16,800
その他経常収益	33,768	24,882
(2) 信用事業費用	313,326	299,694
資金調達費用	28,008	20,928
(うち貯金利息)	(24,178)	(16,786)
(うち給付補てん備金繰入)	(1,726)	(1,619)
(うち借入金利息)	(401)	(178)
(うちその他支払利息)	(1,702)	(2,343)
役務取引等費用	13,464	13,220
その他経常費用	271,853	265,545
(うち貸倒引当金繰入額)		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△7,752)	(△14,365)
信用事業総利益	**672,991**	**671,295**
(3) 共済事業収益	721,412	670,897
共済付加収入	671,039	626,246
その他の収益	50,373	44,651
(4) 共済事業費用	55,675	51,962
共済推進費及び共済保全費	47,757	43,925
その他の費用	7,918	8,036
共済事業総利益	**665,737**	**618,935**
(5) 購買事業収益	7,063,121	6,897,980
購買品供給高	6,576,947	6,388,565
購買手数料	253,948	276,684
修理サービス料	118,085	119,312
その他の収益	114,139	113,418
(6) 購買事業費用	5,697,148	5,508,246
購買品供給原価	5,506,216	5,330,965
購買品供給費	129,921	135,033
その他の費用	61,010	42,246
(うち貸倒引当金繰入額)	(15,565)	(4,035)
(うち貸倒引当金戻入益)		
購買事業総利益	**1,365,973**	**1,389,734**

科　　目	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
(7) 販売事業収益	507,771	532,767
販売品販売高	14,311,469	14,207,297
販売手数料	393,233	420,092
その他の収益	114,537	112,674
(8) 販売事業費用	103,117	101,388
販売品販売原価	14,311,469	14,207,297
販売費	48,609	43,153
その他の費用	54,507	58,235
(うち貸倒引当金繰入額)		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△130)	(△12)
販売事業総利益	**404,653**	**431,378**
(9) その他事業収益	2,138,996	2,194,198
(10) その他事業費用	1,479,319	1,601,577
その他事業総利益	**659,676**	**592,621**
2 事業管理費	**3,583,421**	**3,498,535**
(1) 人件費	2,710,866	2,669,765
(2) その他事業管理費	872,555	828,770
事 業 利 益	**185,611**	**205,429**
3 事業外収益	**161,840**	**149,224**
(1) 受取雑利息	1,048	1,173
(2) 受取出資配当金	99,878	99,631
(3) その他の事業外収益	60,913	48,419
4 事業外費用	**29,585**	**29,373**
(1) 支払雑利息	172	76
(2) その他の事業外費用	29,412	29,296
経 常 利 益	**317,865**	**325,281**
5 特別利益	**44,139**	**71,425**
(1) 固定資産処分益	289	865
(2) その他の特別利益	43,850	70,560
6 特別損失	**224,951**	**85,672**
(1) 固定資産処分損	2,955	18,000
(2) 固定資産圧縮損	16,273	11,793
(3) 減損損失	165,573	13,958
(4) その他の特別損失	40,147	41,920
税引前当期利益	**137,054**	**311,034**
法人税、住民税及び事業税	**73,922**	**70,215**
法人税等調整額	**△21,134**	**25,891**
法人税等合計	**52,788**	**96,107**
当期利益	**84,265**	**214,927**
非支配株主に帰属する当期利益	**1,724**	**3,481**
当期剰余金	**82,541**	**211,445**

(7)連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

科　　目	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
1　事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	137,054	311,034
減価償却費	494,092	458,745
減損損失	165,573	13,958
貸倒引当金の増減額	11,498	△12,535
賞与引当金の増減額	1,056	5,143
退職給付引当に係る負債等の増減額	△54,875	△39,316
信用事業資金運用収益	△888,524	△876,605
信用事業資金調達費用	28,008	20,926
共済貸付金利息	－	－
共済借入金利息	－	－
受取雑利息及び受取出資配当金	△100,927	△100,805
支払雑利息	173	76
有価証券関係損益	3,136	3,771
固定資産売却損益	△16,073	88,084
〔信用事業活動による資産及び負債の増減〕		
貸出金の純増減	△171,688	△512,477
預金の純増減	91,000	△702,500
貯金の純増減	△2,754,875	3,745,885
信用事業借入金の純増減	△34,673	△29,191
その他の信用事業資産の純増減	4,139	△39,622
その他の信用事業負債の純増減	119,915	121,082
〔共済事業活動による資産及び負債の増減〕		
共済貸付金の純増減	－	－
共済借入金の純増減	－	－
共済資金の純増減	35,893	△40,052
未経過共済付加収入の純増減	△8,147	△9,447
その他共済事業資産の増減額	553	△8
その他共済事業負債の増減額	△2,743	232
〔経済事業活動による資産及び負債の増減〕		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	18,866	△181,839
経済受託債権の純増減	796,413	94,860
棚卸資産の純増減	5,823	54,299
支払手形及び経済事業未払金の純増減	51,944	△24,260
経済受託債務の純増減	△29,820	△60,794
その他経済事業資産の純増減	200,692	9,652
その他経済事業負債の純増減	△2,297	△4,668

科　　目	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
〔その他の資産及び負債の増減〕		
その他の資産の純増減	△15,611	△39,108
その他の負債の純増減	△186,500	△71,645
未払消費税等の増減額	17,259	△11,500
信用事業資金運用による収入	896,452	878,576
信用事業資金調達による支出	△37,846	△29,521
共済貸付金利息による収入	－	－
共済借入金利息による支出	－	－
小　　計	**△1,225,060**	**3,020,430**
雑利息及び出資配当金の受取額	140,616	133,386
雑利息の支払額	△173	△76
法人税等の支払額	△50,042	△74,848
事業活動によるキャッシュ・フロー	**△1,134,659**	**3,078,892**
2　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△6,470,995	△4,697,431
有価証券の売却による収入	2,750,311	3,299,374
補助金の受入れによる収入	16,273	11,793
固定資産の取得による支出	△212,998	△311,795
固定資産の売却による収入	△13,742	9,835
外部出資による支出	－	－
外部出資の売却等による収入	－	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,931,151	△1,688,224
3　財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	△10,115	△10,115
出資の増額による収入	146,552	137,844
出資の払戻しによる支出	△212,529	△205,084
持分の取得による支出	48,124	60,546
持分の譲渡による収入	△45,199	△47,076
出資配当金の支払額	△45,262	△44,793
財務活動によるキャッシュ・フロー	**△118,429**	**△108,678**
4　現金及び現金同等物の増加額(または減少額)	**△5,184,240**	**1,281,989**
5　現金及び現金同等物の期首残高	**15,189,522**	**10,005,282**
6　現金及び現金同等物の期末残高	**10,005,282**	**11,287,270**

令和3年度注記表	令和4年度注記表
Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 **1．連結の範囲に関する事項** 連結される子会社・子法人等・・・・・3社 株式会社JA岩手ふるさと協同サービス 株式会社JA岩手ふるさと農機サービス 株式会社JA胆江地区葬祭センター **2．連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項** （1）連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。 3月末日　3社 （2）連結される子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。 **3．のれんの償却方法及び償却期間** 該当事項はありません。 **4．剰余金処分項目等の取扱いに関する事項** 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。 **5．連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲** （1）現金及び現金同等物の資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。 （2）現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定　105,607,983 千円 定期性預金　△95,602,700 千円 現金及び現金同等物　10,005,282 千円 **Ⅱ．重要な会計方針に係る事項に関する注記** **1．有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法** （1）子会社株式：移動平均法による原価法 （2）その他有価証券 ① 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 **2．棚卸資産の評価基準及び評価方法** 購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 購買品：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）（（株）JA岩手ふるさと協同サービス） 購買品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）（（株）JA岩手ふるさと農機サービス） **3．固定資産の減価償却の方法** （1）有形固定資産 定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。）	**Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記** **1．連結の範囲に関する事項** 連結される子会社・子法人等・・・・・3社 株式会社JA岩手ふるさと協同サービス 株式会社JA岩手ふるさと農機サービス 株式会社JA胆江地区葬祭センター **2．連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項** （1）連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。 3月末日　3社 （2）連結される子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。 **3．のれんの償却方法及び償却期間** 該当事項はありません。 **4．剰余金処分項目等の取扱いに関する事項** 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。 **5．連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲** （1）現金及び現金同等物の資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。 （2）現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定　107,592,470 千円 定期性預金　△96,305,200 千円 現金及び現金同等物　11,287,270 千円 **Ⅱ．重要な会計方針に係る事項に関する注記** **1．有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法** （1）子会社株式：移動平均法による原価法 （2）その他有価証券 ① 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 **2．棚卸資産の評価基準及び評価方法** 購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 購買品：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）（（株）JA岩手ふるさと協同サービス、（株）JA岩手ふるさと農機サービス） 購買品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）（（株）JA岩手ふるさと農機サービス） **3．固定資産の減価償却の方法** （1）有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

令和3年度注記表	令和4年度注記表
(2)無形固定資産 定額法 **4. 引当金の計上基準** (1)貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近 3 年間の返済実績と将来 3 年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当ています。 上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき支店及び金融課並びにリスク管理室が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 (2)賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 (4)ポイント引当金 事業利用の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。 **5. 収益及び費用の計上基準** 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を適用しており、約束	(2)無形固定資産 定額法 **4. 引当金の計上基準** (1)貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近 3 年間の返済実績と将来 3 年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当ています。 上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき支店及び金融課並びにリスク管理室が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 (2)賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 (4)ポイント引当金 事業利用の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。 **5. 収益及び費用の計上基準** 当組合の利用者との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

令和3年度注記表	令和4年度注記表
した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。	
（1）購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	（1）購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
（2）販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	（2）販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
（3）保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。	（3）保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
（4）加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	
（5）利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・農畜産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	（4）利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
（6）有線放送事業 地域の利用者等に対する情報発信を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、一定期間に渡り充足することから、契約期間に応じて収益を認識しています。	（5）有線放送事業 地域の利用者等に対する情報発信を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、一定期間に渡り充足することから、契約期間に応じて収益を認識しています。
（7）宅地等供給事業 組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。	（6）宅地等供給事業 組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足することから、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。
（8）旅行事業 国内・海外旅行の相談、宿泊予約、JR券や航空券の手配などの役務を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	（7）旅行事業 国内・海外旅行の相談、宿泊予約、JR券や航空券の手配などの役務を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
（9）産直事業 地域の組合員・消費者等に農畜産物等を供給する事業であり、農畜産物等を組合員・消費者等に引き渡す義務を負っています。この組合員・消費者等に対する履行義務は、農畜産物等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	（8）産直事業 地域の組合員・消費者等に農畜産物等を供給する事業であり、農畜産物等を組合員・消費者等に引き渡す義務を負っています。この組合員・消費者等に対する履行義務は、農畜産物等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

令和3年度注記表	令和4年度注記表
(10)農業経営事業 酪農家等から子牛を購入し、一定期間育成後肥育農家へ販売する事業であり、肥育農家との契約に基づいて育成した子牛を引き渡す義務を負っています。この肥育農家に対する履行義務は、子牛の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (11)指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等と契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 **6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法** 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 **7. 計算書類に記載した金額の端数処理の方法** 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額はその内訳金額の合計と必ずしも一致するものではありません。また、取引があっても期末に残高がない勘定科目は「－」、金額千円未満の勘定科目は「0」で表示をしています。 **8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項** (1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2)米共同計算 当組合の米販売は、生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする「JA共同計算（以下、JA共計）」を行っています。 JA共計の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しています。 また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。 月次で米販売代金に対応する経済受託債権及び経済受託債務を相殺した後の残高について、精算時にJA共計にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払うとともに、経済受託債権及び経済受託債務の精算後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。 (3)預託家畜 当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育する素牛の購入費用の貸付を行い、所定の金利を受け取っています。 貸付相当額は、貸借対照表の「経済事業資産　経済事業未収金」に計上し、利息相当額は、損益計算書の「販売事業収益　その他の収益」に計上しています。 なお、担保として、当該素牛の所有権を当組合に留保しています。 (4)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品	(9)農業経営事業 酪農家等から子牛を購入し、一定期間育成後肥育農家へ販売する事業であり、肥育農家との契約に基づいて育成した子牛を引き渡す義務を負っています。この肥育農家に対する履行義務は、子牛の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (10)指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等と契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 **6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法** 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 **7. 計算書類に記載した金額の端数処理の方法** 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額はその内訳金額の合計と必ずしも一致するものではありません。また、取引があっても期末に残高がない勘定科目は「－」、金額千円未満の勘定科目は「0」で表示をしています。 **8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項** (1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2)米共同計算 当組合の米販売は、生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする「JA共同計算（以下、JA共計）」を行っています。 JA共計の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しています。 また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。 月次で米販売代金に対応する経済受託債権及び経済受託債務を相殺した後の残高について、精算時にJA共計にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払うとともに、経済受託債権及び経済受託債務の精算後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。 (3)預託家畜 当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育する素牛の購入費用の貸付を行い、所定の金利を受け取っています。 貸付相当額は、貸借対照表の「経済事業資産　経済事業未収金」に計上し、利息相当額は、損益計算書の「販売事業収益　その他の収益」に計上しています。 なお、担保として、当該素牛の所有権を当組合に留保しています。 (4)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品

令和3年度注記表	令和4年度注記表
の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。	の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。
Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記 (1)収益認識に関する会計基準 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。 ① 代理人取引に係る収益認識 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。 ② 発行したポイントの会計処理 主に購買事業において、総合ポイント制度に基づいて購買品の供給に伴い付与するポイントについて、従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、当該引当金の繰入額を事業費用として計上していましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しています。 ③ LPガスに関する収益認識 購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積もって認識する方法に変更しています。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。 この結果、利益剰余金の当期首残高は 10,211 千円増加しています。また、当事業年度の事業収益が 2,424,875 千円、事業費用が 2,423,569 千円減少しています。これにより事業利益、経常利益及び税引前当期利益が 1,305 千円それぞれ減少しています。 (2)時価の算定に関する会計基準 当組合は、「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。	**Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記** (1)時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。
Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記 **1. 繰延税金資産の回収可能性** (1)当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 113,534 千円 (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。	**Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記** **1. 繰延税金資産の回収可能性** (1)当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 78,299 千円 (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

令和3年度注記表

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和 4 年 3 月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額　165,573 千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 4 年 3 月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　193,806 千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算定方法は「Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。

主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し設定しています。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅴ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、2,406,217 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	734,084 千円	建物附属設備	103,217 千円
構築物	182,705 千円	機械装置	1,193,290 千円
車両運搬具	5,677 千円	工具器具備品	174,946 千円
土地	12,296 千円		

令和4年度注記表

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和 4 年 3 月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額　減損損失 13,958 千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 4 年 3 月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　181,272 千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算定方法は「Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。

主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し設定しています。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅴ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、2,392442 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	731,276 千円	建物附属設備	103,217 千円
構築物	182,704 千円	機械装置	1,188,8620 千円
車両運搬具	9,841 千円	工具器具備品	162,115 千円
土地	14,424 千円		

令和3年度注記表

2. 担保に供している資産 （単位：千円）

担保に供している資産		担保に係る債務	
種類	期末帳簿価額	内　　容	期末残高
通知預金	1,760,000	JA岩手県信連からの借入	1,760,000
定期預金	5,000,000	岩手県信用農業協同組合連合会為替決済保証金	8,761
定期預金	3,000	奥州市指定金融機関保証金	―
定期預金	2,000	奥州市水道事業出納取扱金融機関保証金	―
定期預金	2,000	奥州市病院事業出納取扱金融機関保証金	―
定期預金	500	奥州金ケ崎行政事務組合指定金融機関保証金	―
定期預金	200	奥州金ケ崎行政事務組合出納取扱金融機関保証金	―
計	6,767,700		1,768,761

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額　251 千円

子会社等に対する金銭債務の総額　557,046 千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権の総額

31,566 千円

経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債務の総額

なし

5. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 134,274 千円、危険債権額は 125,412 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 259,687 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

（1）再評価を行った年月日　平成 11 年 3 月 31 日

令和4年度注記表

2. 担保に供している資産 （単位：千円）

担保に供している資産		担保に係る債務	
種類	期末帳簿価額	内　　容	期末残高
通知預金	1,760,000	JA岩手県信連からの借入	1,760,000
定期預金	5,000,000	岩手県信用農業協同組合連合会為替決済保証金	13,136
定期預金	3,000	奥州市指定金融機関保証金	―
定期預金	2,000	奥州市水道事業出納取扱金融機関保証金	―
定期預金	2,000	奥州市病院事業出納取扱金融機関保証金	―
定期預金	500	奥州金ケ崎行政事務組合指定金融機関保証金	―
定期預金	200	奥州金ケ崎行政事務組合出納取扱金融機関保証金	―
計	6,767,700		1,773,136

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額　210 千円

子会社等に対する金銭債務の総額　623,056 千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権の総額

24,503 千円

経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債務の総額

なし

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 140,885 千円、危険債権額は 156,911 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 297,796 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

（1）再評価を行った年月日　平成 11 年 3 月 31 日

令和3年度注記表

（2）再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額　387,393 千円

（3）同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

Ⅵ. 連結損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

（1）	子会社等との取引による収益総額	40,008 千円
	うち事業取引高	6,881 千円
	うち事業取引以外の取引高	33,127 千円
（2）	子会社等との取引による費用総額	171,147 千円
	うち事業取引高	108,955 千円
	うち事業取引以外の取引高	62,192 千円

2. 減損損失に関する注記

（1）グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合の管理会計における考え方を基本にグルーピングし、支店、地域センター、事業所等を資産グループとしています。なお、農業関連事業はJA全体に寄与する事業であり、農業関連事業に関連する施設等を共用資産としているほか、本店や地域センターのように管理、指導部門機能を有するもの、その他事業の補完的機能を果たしているもの等で、当該固定資産単独では当初から採算を予定しておらず組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する施設を共用資産と位置づけています。業務外固定資産（遊休資産と賃貸用固定資産）については、単独の資産グループとしています。

（2）減損損失を認識した資産の概要

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

（単位：千円）

場　所	用途	種　類	その他
遊休資産 （計 8 件）	遊休	土地 87,914 建物 63,253 建物附属設備 9,411 構築物 1,626 工具器具備品 537 機械装置 321	業務外固定資産
農業関連賃貸 （計 2 件）	賃貸	土地 921	業務外固定資産
系統外賃貸 （計 4 件）	賃貸	土地 1,535 建物 3 建物附属設備 19 構築物 28	業務外固定資産

（3）減損損失の認識に至った経緯

遊休資産については、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。また、賃貸資産については、営業収支が 2 期連続赤字であったり、使用価値または正味売却価額が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

令和4年度注記表

（2）再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額　399,428 千円

（3）同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

Ⅵ. 連結損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

（1）	子会社等との取引による収益総額	86,549 千円
	うち事業取引高	55,893 千円
	うち事業取引以外の取引高	30,656 千円
（2）	子会社等との取引による費用総額	103,282 千円
	うち事業取引高	100,284 千円
	うち事業取引以外の取引高	2,997 千円

2. 減損損失に関する注記

（1）グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合の管理会計における考え方を基本にグルーピングし、支店、地域センター、事業所等を資産グループとしています。なお、農業関連事業はJA全体に寄与する事業であり、農業関連事業に関連する施設等を共用資産としているほか、本店や地域センターのように管理、指導部門機能を有するもの、その他事業の補完的機能を果たしているもの等で、当該固定資産単独では当初から採算を予定しておらず組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する施設を共用資産と位置づけています。業務外固定資産（遊休資産と賃貸用固定資産）については、単独の資産グループとしています。

（2）減損損失を認識した資産の概要

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場　所	用途	種　類	その他
旧羽田支店	遊休	土地	業務外固定資産
旧大手通り支店	遊休	土地	業務外固定資産
旧水沢南支店	遊休	建物附属設備	業務外固定資産
小山舘倉庫土地	遊休	土地	業務外固定資産
旧佐倉河加工場	賃貸	土地	業務外固定資産
旧荒巻横道上店舗	賃貸	土地・建物・構築物	業務外固定資産
水沢燃料センター	賃貸	土地・構築物	業務外固定資産
旧真城支店	賃貸	土地	業務外固定資産
旧南都田店舗1	賃貸	土地・建物・建物附属設備・構築物	業務外固定資産
旧南都田店舗2	賃貸	土地・建物・建物附属設備・構築物	業務外固定資産
いちご農園	賃貸	土地・建物・構築物	業務外固定資産

（3）減損損失の認識に至った経緯

遊休資産については、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。また、賃貸資産については、営業収支が 2 期連続赤字であったり、使用価値または正味売却価額が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

令和3年度注記表

（4）減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳　（単位：千円）

場所		減損金額	内訳
遊休資産	旧羽田支店	727	土地 727
	旧Aコープ店舗	41	土地 41
	旧獣医師住宅	52	土地 52
	大手通り支店	107,356	土地 77,768　建物 25,451 建物附属設備 3,006 構築物 855 工具器具備品 273
	水沢南支店	31,898	土地 3,330　建物 26,642 建物附属設備 1,716 構築物 208
	金ケ崎中央支店	14,513	建物 10,683 建物附属設備 3,775 工具器具備品 54
	胆沢食品加工所	2,481	建物 475 建物附属設備 912 構築物 770　機械装置 321
	旧伝承センター	5,993	土地 5,993　建物 0
農業関連賃貸	旧後田集会所	774	土地 774
	旧若草野菜集荷場	147	土地 147
系統外賃貸	旧真城支店	789	土地 789
	旧南都田店舗1	145	土地 119　建物 1 建物附属設備 9 構築物 14
	旧南都田店舗 2	145	土地 119　建物 1 建物附属設備 9 構築物 14
	旧水沢有線事務所	507	土地 507
	合　計	165,573	

（5）回収可能価額の算定方法

固定資産の回収可能価額は、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっています。なお、使用価値に適用した割引率は 6.3%です。

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岩手県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の有価証券による運用を行っています。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価

令和4年度注記表

（4）減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳　（単位：千円）

場所		減損金額	内訳
遊休資産	旧羽田支店	357	土地 357
	旧大手通り支店	457	土地 457
	旧水沢南支店	606	建物附属設備 606
	小山舘倉庫土地	5,018	土地 5,018
系統外賃貸	旧佐倉河加工場	156	土地 156
	旧荒巻横道上店舗	1, 827	土地 28　建物 1,064 構築物 735
	旧真城支店	494	土地 494
	旧南都田店舗1	214	土地 154　建物 1 建物附属設備 44 構築物 14
	旧南都田店舗 2	214	土地 154　建物 1 建物附属設備 44 構築物 14
子会社賃貸	水沢燃料センター	1,301	土地 1,270 構築蚋 31
農業関連賃貸	いちご農園	3,310	土地 2,458　建物 269 構築物 582
	合　計	13,958	

（5）回収可能価額の算定方法

固定資産の回収可能価額は、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっています。なお、使用価値に適用した割引率は 6.1%です。

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岩手県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の有価証券による運用を行っています。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価

令和3年度注記表	令和4年度注記表
格の変動リスクに晒されています。 また、営業債権である経済事業未収金及び経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。 （3）金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については経営管理委員会及び理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理室（融資二次審査部署）を設置し各支店との連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ② 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、経営管理委員会及び理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融共済グループ（運用部門）は、経営管理委員会及び理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理室（リスク管理部門）が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 （市場リスクに係る定量的情報） 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 867,278 千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。 ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。 （4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用している	格の変動リスクに晒されています。 また、営業債権である経済事業未収金及び経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。 （3）金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については経営管理委員会及び理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理室（融資二次審査部署）を設置し各支店との連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ② 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、経営管理委員会及び理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融共済グループ（運用部門）は、経営管理委員会及び理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理室（リスク管理部門）が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 （市場リスクに係る定量的情報） 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 887,736 千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。 ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。 （4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用している

令和3年度注記表

ため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は次表に含めていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	105,020,843	105,022,753	1,910
有価証券			
その他有価証券	10,582,570	10,582,570	―
貸出金	25,612,892	―	―
貸倒引当金(※1)	△122,012	―	―
貸倒引当金控除後	25,490,880	25,979,005	488,124
経済事業未収金	2,690,682	―	―
貸倒引当金(※1)	△71,793	―	―
貸倒引当金控除後	2,618,888	2,618,888	―
経済受託債権	2,215,233	2,215,233	―
外部出資	3,834	3,834	―
資産計(※2)	145,923,250	146,422,285	490,034
貯金	144,991,252	145,027,452	36,200
借入金(※4)	1,801,453	1,801,737	283
負債計(※2)	146,792,706	146,829,189	36,483

(※1)貸出金及び経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2)上記の表の資産計及び負債計は金融商品にかかる合計額であり、貸借対照表の総資産額とは一致しません。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

令和4年度注記表

ため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は次表に含めていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	106,862,906	106,859,125	△3,780
有価証券			
その他有価証券	11,483,010	11,483,010	―
貸出金	26,125,369	―	―
貸倒引当金(※1)	△107,646	―	―
貸倒引当金控除後	26,017,723	26,352,760	335,037
経済事業未収金	2,872,521	―	―
貸倒引当金(※1)	△73,624	―	―
貸倒引当金控除後	2,798,896	2,798,896	―
外部出資	3,631	3,631	―
資産計(※2)	147,166,167	147,497,423	331,256
貯金	148,737,137	148,704,675	△32,461
借入金(※4)	1,772,262	1,769,939	△2,322
負債計(※2)	150,509,399	150,474,615	△34,783

(※1)貸出金及び経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2)上記の表の資産計及び負債計は金融商品にかかる合計額であり、貸借対照表の総資産額とは一致しません。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

令和3年度注記表

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

⑤ 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（3）市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資（※1）	6,013,180

（※1）外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する摘要指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内
預金	105,020,843	―	―
有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの	―	―	―
貸出金（※1,2,3）	4,914,857	2,315,951	1,983,748
経済事業未収金（※4）	2,550,205	―	―
経済受託債権	2,215,233	―	―
合　計	114,701,140	2,315,951	1,983,748

	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	―	―	―
有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの	―	―	10,800,000
貸出金（※1,2,3）	1,672,768	1,383,207	13,238,519
経済事業未収金（※4）	―	―	―
経済受託債権	―	―	―
合　計	1,672,768	1,383,207	24,038,519

（※1）貸出金のうち、当座貸越 2,032,602 千円については「1 年以内」に含めています。

令和4年度注記表

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

⑤ 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（3）市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資（※1）	6,013,185

（※1）外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内
預金	106,862,906	―	―
有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの	―	―	―
貸出金（※1,2,3）	4,790,348	1,189,131	1,872,759
経済事業未収金（※4）	2,706,648	―	―
合　計	114,359,939	2,189,131	1,872,759

	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	―	―	―
有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの	―	―	12,200,000
貸出金（※1,2,3）	1,585,457	1,391,358	14,187,917
経済事業未収金（※4）	―	―	―
合　計	1,585,457	1,391,358	26,387,917

（※1）貸出金のうち、当座貸越 2,074,7102 千円については「1 年以内」に含めています。

令和3年度注記表

（※2）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 82,137 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（※3）貸出金には分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 21,701 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

（※4）経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 120,202 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（5）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内
貯金（※1）	131,954,039	5,951,276	4,095,902
借入金	1,789,191	12,116	146
合　計	133,743,231	5,963,392	4,096,048
	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金（※1）	790,350	1,982,029	217,653
借入金	―	―	―
合　計	790,350	1,982,029	217,653

（※1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

Ⅷ. 有価証券に関する注記

1．有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

（1）その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額※
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式（外部出資）	3,834	2,034	1,799
	債券			
	国債	562,850	520,170	42,679
	地方債	340,290	300,000	40,290
	社債	566,800	500,000	66,800
	小計	1,473,774	1,322,205	151,569
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券			
	国債	9,112,630	9,509,707	△397,077
	小計	9,112,630	9,509,707	△397,077
合計		10,586,404	10,831,912	△245,508

（※）上記評価差額△245,508 千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

2．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

種　類	売却額	売却益	売却損
国　債	2,540,755	19,604	―

令和4年度注記表

（※2）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 93,719 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（※3）貸出金には分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 14,675 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

（※4）経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 145,817 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（5）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内
貯金（※1）	138,013,807	4,339,194	3,246,152
借入金	12,116	1,760,146	―
合　計	138,025,923	6,099,340	3,426,152
	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金（※1）	1,871,713	1,039,209	227,060
借入金	―	―	―
合　計	1,871,713	1,039,209	227,060

（※1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

Ⅷ. 有価証券に関する注記

1．有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

（1）その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額※
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式（外部出資）	3,631	2,034	1,596
	債券			
	国債	551,950	516,943	35,006
	地方債	324,540	300,000	24,540
	社債	543,850	500,000	43,850
	小計	1,423,971	1,318,977	104,993
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券			
	国債	9,595,970	10,407,219	△811,249
	社債	466,700	500,000	△33,300
	小計	10,062,670	10,907,219	△844,549
合計		11,486,641	12,226,197	△739,556

（※）上記評価差額△739,556 千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

2．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

種　類	売却額	売却益	売却損
国　債	2,892,757,	16,800	―

令和3年度注記表

3. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

Ⅸ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する注記

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付に加え、「一般社団法人岩手県農業団体共済会」との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,246,986 千円
勤務費用	116,208 千円
利息費用	3,296 千円
数理計算上の差異の発生額	12,610 千円
退職給付の支払額	△228,897 千円
期末における退職給付債務	2,150,203 千円

(3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,389,127 千円
期待運用収益	8,334 千円
数理計算上の差異の発生額	136 千円
特定退職共済制度への拠出金	83,920 千円
退職給付の支払額	△147,174 千円
期末における年金資産	1,334,343 千円

(4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

①退職給付債務	2,150,203 千円
②特定退職共済制度	△1,334,343 千円
③未積立退職給付債務(①+②)	815,860 千円
④未認識数理計算上の差異	△57,585 千円
⑤貸借対照表計上額純額(③+④)	758,275 千円
⑥退職給付引当金	758,275 千円

(5)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	116,208 千円
利息費用	3,296 千円
期待運用収益	△8,334 千円
数理計算上の差異の費用処理額	8,010 千円
合計	119,179 千円

(6)年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	68.51%
現金及び預金	3.98%
退職共済年金預け金	24.85%
その他	2.66%
合計	100.00%

(7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.32%
長期期待運用収益率	0.6%
数理計算上の差異の処理年数	10 年

令和4年度注記表

3. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

Ⅸ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付に加え、「一般社団法人岩手県農業団体共済会」との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,150,203 千円
勤務費用	116,208 千円
利息費用	4,180 千円
数理計算上の差異の発生額	1,024 千円
退職給付の支払額	△325,196 千円
期末における退職給付債務	1,947,018 千円

(3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,334,343 千円
期待運用収益	7,226 千円
数理計算上の差異の発生額	174 千円
特定退職共済制度への拠出金	83,060 千円
退職給付の支払額	△221,337 千円
期末における年金資産	1,303,525 千円

(4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

①退職給付債務	1,947,018 千円
②特定退職共済制度	△1,303,525 千円
③未積立退職給付債務(①+②)	763,928 千円
④未認識数理計算上の差異	△34,241 千円
⑤貸借対照表計上額純額(③+④)	663,969 千円
⑥退職給付引当金	729,687 千円

(5)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	116,806 千円
利息費用	4,180 千円
期待運用収益	△7,226 千円
数理計算上の差異の費用処理額	7,285 千円
合計	121,046 千円

(6)年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	65.47%
現金及び預金	5.29%
退職共済年金預け金	26.84%
その他	2.40%
合計	100.00%

(7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.55%
長期期待運用収益率	0.6%
数理計算上の差異の処理年数	10 年

令和3年度注記表

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 34,259 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、325,092 千円となっています。

X. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	240,635 千円
賞与引当金	25,480 千円
棚卸土地	4,801 千円
個別貸倒引当金超過額	52,682 千円
固定資産老朽化除却	1,108 千円
減損損失	255,186 千円
未払事業税	3,191 千円
その他有価証券評価差額金	67,760 千円
その他	49,456 千円
繰延税金資産小計	700,304 千円
評価性引当額	△586,771 千円
繰延税金資産合計	113,534 千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しています。

XI. 収益認識に関する注記

「Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため注記を省略しています。

XI. 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

1. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、一部の事業資産に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該事業資産は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。

そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

令和4年度注記表

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 29,492 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、282,741 千円となっています。

X. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	228,998 千円
賞与引当金	26,842 千円
個別貸倒引当金超過額	49,286 千円
固定資産老朽化除却	951 千円
減損損失	147,790 千円
未払事業税	1,683 千円
その他有価証券評価差額金	204,117 千円
その他	50,596 千円
繰延税金資産小計	710,267 千円
評価性引当額	△631,969 千円
繰延税金資産合計	78,297 千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.0%
住民税均等割	3.2%
評価性引当額の増減	10.1%
法人税額特別控除	△1.9%
過年度納税額	1.2%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.9%

XI. 収益認識に関する注記

「Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため注記を省略しています。

XI. 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

1. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、一部の事業資産に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該事業資産は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。

そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(9)連結剰余金計算書

（単位：千円）

科　　目	令和3年度	令和4年度
（利益剰余金の部）		
1　利益剰余金期首残高	2,812,921	2,892,757
2　利益剰余金増加高	125,052	235,957
当期剰余金	82,541	211.445
土地再評価差額金取崩	42,511	24,511
3　利益剰余金減少高	45,262	44,793
支払配当金	45,262	44,793
4　利益剰余金期末残高	2,892,712	3,083,921

(10)農協法に基づく開示債権

（単位：百万円）

区　　分	令和3年度	令和4年度	増　減
破産更生債権及び これらに準ずる債権額	134	140	6
危険債権額	125	156	31
要管理債権額	0	0	0
三月以上延滞債権額	0	0	0
貸出条件緩和債権額	0	0	0
小　計	259	296	37
正常債権額	25,353	25,827	474
合　計	25,612	26,125	513

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4.「三月以上延滞債権」と5.「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11)連結ベースの事業別経常収益等

（単位：百万円）

区　分	項　目	令和3年度	令和4年度
信　用　事　業	事業収益	986	970
	経常利益	89	84
	資産の額	141,796	145,245
共　済　事　業	事業収益	721	670
	経常利益	234	236
	資産の額	0	0
そ の 他　事　業	事業収益	9,709	9,624
	経常利益	△6	4
	資産の額	19,730	19,452
計	事業収益	11,417	11,266
	経常利益	317	325
	資産の額	161,527	164,698

（注）連結事業収益は、銀行等の連結経常収益に相当するものです。

２．連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和5年3末における連結自己資本比率は、14.62%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○　普通出資による資本調達額

項　目	内　容
発行主体	岩手ふるさと農業協同組合
資金調達の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	7,322 百万円（前年度 6,519 百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

（1）自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項　　目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,262	9,352
うち、出資金及び資本準備金の額	6,519	6,439
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	2,892	3,083
うち、外部流出予定額 （△）	44	79
うち、上記以外に該当するものの額（△）	105	92
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	105	108
コア資本に算入される評価・換算差額等	△57	△34
うち、退職給付に係るもののうち、経過処置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	△57	△34
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7	7
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	7	7
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額	―	―
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	152	74
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本にかかる基礎項目の額　（イ）	9,470	9,508
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	69	28
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	69	28
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付係る資産の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	69	28

項　　目	令和3年度	令和4年度
自己資本		
自己資本の額（（イ）―（ロ））　（ハ）	9,400	9,480
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	55,772	57,384
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	7,518	7,420
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	63,290	64,804
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	14.85	14.62

（注1）農協法第 11 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。

（注2）当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

（注3）当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

（2）自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	令和3年度 エクスポージャーの期末残高	令和3年度 リスク・アセット額 a	令和3年度 所要自己資本額 b＝a×4％	令和4年度 エクスポージャーの期末残高	令和4年度 リスク・アセット額 a	令和4年度 所要自己資本額 b＝a×4％
現金	587			729		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,038			10,933		
外国の中央政府及び中央銀行向け						
国際決済銀行等向け						
我が国の地方公共団体向け	2,657			2,127		
外国の中央政府等以外の公共部門向け						
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機構向け	500	50	2	500	50	2
我が国の政府関係機関向け						
地方三公社向け						
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	105,025	21,005	840	106,867	21,373	854
法人等向け	255	195	7	768	462	18
中小企業等向け及び個人向け	1,586	843	33	1,567	849	33
抵当権付住宅ローン	12,457	4,330	173	13,133	4,569	182
不動産取得等事業向け	258	247	9	234	226	9
三月以上延滞等	177	78	3	214	118	4
取立未済手形	13	2	0	13	2	0
信用保証協会等保証付	8,095	779	31	8,102	784	31
株式会社地域経済活性化支援機構による保証付						
共済約款貸付						
出資等	558	558	22	558	558	22
（うち出資等のエクスポージャー）	558	558	22	558	558	22
（うち重要な出資のエクスポージャー）						
上記以外	17,046	25,119	1,004	17,349	25,460	1,018
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）						
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	5,458	13,645	545	5,458	13,645	545
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）						
（うち上記以外のエクスポージャー）	17,915	17,915	1,039	12,691	12,691	507
証券化						
（うちSTC要件適用分）						
（うち非STC適用分）						
再証券化						

	令和3年度			令和4年度		
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー						
（うちルックスルー方式）						
（うちマンデート方式）						
（うち蓋然性方式250%）						
（うち蓋然性方式400%）						
（うちフォールバック方式）						
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		1,693	67		1,659	66
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）						
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	159,256	54,903	2,196	163,100	56,115	2,244
CVAリスク相当額÷8%						
中央清算機関関連エクスポージャー						
合計（信用リスク・アセットの額）	159,256	54,903	2,196	163,100	56,115	2,244
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b＝a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b＝a×4%
	7,518		300	7,420		296
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 a		所要自己資本額 b＝a×4%	リスク・アセット等（分母）計 a		所要自己資本額 b＝a×4%
	63,290		2,496	64,804		2,541

（注1）「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

（注2）「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

（注3）「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

（注4）「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

（注5）「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

（注6）「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

（注7）「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

（注8）当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3)信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.11)をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は、単体の開示内容(P.60)をご参照ください。

③ 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャー期末残高

(単位:百万円)

		令和3年度					令和4年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内		160,125	25,643	10,838		158	163,722	26,154	12,234		214
国外											
地域別残高計		160,125	25,643	10,838		158	163,722	26,154	12,234		214
法人	農業	685	685				735	735			
	林業										
	水産業										
	製造業	6	6				5	5			
	鉱業										
	建設・不動産業	116	116				142	142			
	電気・ガス・熱供給・水道業	39	39				537	36	500		
	運輸・通信業	5	5				3	3			
	金融・保険業	111,969		500			112,838		500		
	卸売・小売・飲食・サービス業	36	36				22	22			
	日本国政府・地方公共団体	12,685	2,347	10,338			13,039	1,805	11,234		
	上記以外	659	69			22	693	84			31
個人		22,386	22,337			135	23,360	23,309			182
その他		12,506					12,342	9			
業種別残高		161,097	25,643	10,838		158	163,722	26,154	12,234		214
1年以下		107,216	2,298				107,681	2,285			
1年超3年以下		1,751	1,751				2,843	1,543			
3年超5年以下		2,227	2,227				2,012	2,012			
5年超7年以下		2,606	2,083	523			2,864	2,344	519		
7年超10年以下		2,599	2,102	497			1,470	1,470			
10年超		24,439	14,621	9,818			27,529	15,814	11,714		
期限のないもの		19,284	559				19,321	684			
残存期間別残高計		160,125	25,643	10,838			163,722	26,154	12,234		

(注1)信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2)「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

(注3)「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

(注4)「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から 3 か月以上延滞しているエクスポジャーをいいます。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	8	7		8	7	7	7		7	7
個別貸倒引当金	174	186		174	186	186	173		186	173

⑤　業種別の個別貸倒引当金の期末残高、期中増減額及び貸倒償却の額　（単位：百万円）

		令和3年度						令和4年度					
		個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末残高	
国内		174	186		174	186		186	173		186	173	
国外													
地域別計		174	186		174	186		186	173		186	173	
法人	農業	27	14		27	14		14	15		14	15	
	林業												
	水産業												
	製造業												
	鉱業												
	建設・不動産業												
	電気・ガス・熱供給・水道業												
	運輸・通信業												
	金融・保険業												
	卸売・小売・飲食・サービス業												
	その他												
個　人		146	171		146	171		171	158		171	158	
業種別計		174	186		174	186		186	173		186	173	

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高　（単位：百万円）

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト0%		14,108	14,108		14,490	14,490
	リスク・ウエイト2%						
	リスク・ウエイト4%						
	リスク・ウエイト 10%		8,314	8,314		8,348	8,348
	リスク・ウエイト 20%		105,038	105,038		106,880	106,880
	リスク・ウエイト 35%		12,373	12,373		13,057	13,057
	リスク・ウエイト 50%		515	515	500	570	1,071
	リスク・ウエイト 75%		829	829		840	840
	リスク・ウエイト 100%		15,150	15,150		15,199	15,199
	リスク・ウエイト 150%		27	27		35	35
	リスク・ウエイト 250%		5,458	5,458		5,458	5,458
	その他						
リスク・ウエイト 1250%							
計			161,818	161,818	500	164,881	165,381

（注1）信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

（注2）「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

（注3）経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

（注4）1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

（4）信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.9））をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額　（単位：百万円）

区　分	令和3年度		令和4年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け				
地方三公社向け				
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け				
法人等向け	28		27	
中小企業等向け及び個人向け	63	449	51	449
抵当権住宅ローン				
不動産取得等事業向け				
三月以上延滞等				2
証券化				
中央清算機関関連				
その他	34		2	
合計	126	449	80	451

（注1）「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
（注2）「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが 150%になったエクスポージャーのことです。
（注3）「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
（注4）「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
（注5）「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

（5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

（6）証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

（7）オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.11）をご参照ください。

（8）出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.11）をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価　（単位：百万円）

	令和3年度		令和4年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上　場	3	3	3	3
非上場	6,013	6,013	6,012	6,012
合　計	6,017	6,017	6,016	6,016

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益　（単位：百万円）

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

（単位：百万円）

	令和3年度		令和4年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上　場				
非上場	149	△245	104	844
合　計	149	△245	104	844

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

(9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(10)金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P.67）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB１：金利リスク					
項番		⊿ＥＶＥ		⊿ＮＩＩ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,007	952	△91	△113
2	下方パラレルシフト	△1,612	△869	18	△1
3	スティープ化	1,413	1,334		
4	フラット化	△1,161	△956		
5	短期金利上昇	△297	△299		
6	短期金利低下	107	△10		
7	最大値	1,413	1,334	0	0
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,601		8,608	

・「⊿ＥＶＥ」とは金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

・「⊿ＮＩＩ」とは金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 か月を経過するまでの間の金利収益の減収額として計測されるものをいいます。

・「上方パラレルシフト」とは通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「下方パラレルシフト」とは通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

・「スティープ化」とは通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「フラット化」とは通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「短期金利上昇」とは通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「短期金利低下」とは通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

ＪＡの概要

1. 機構図

（令和5年4月現在）

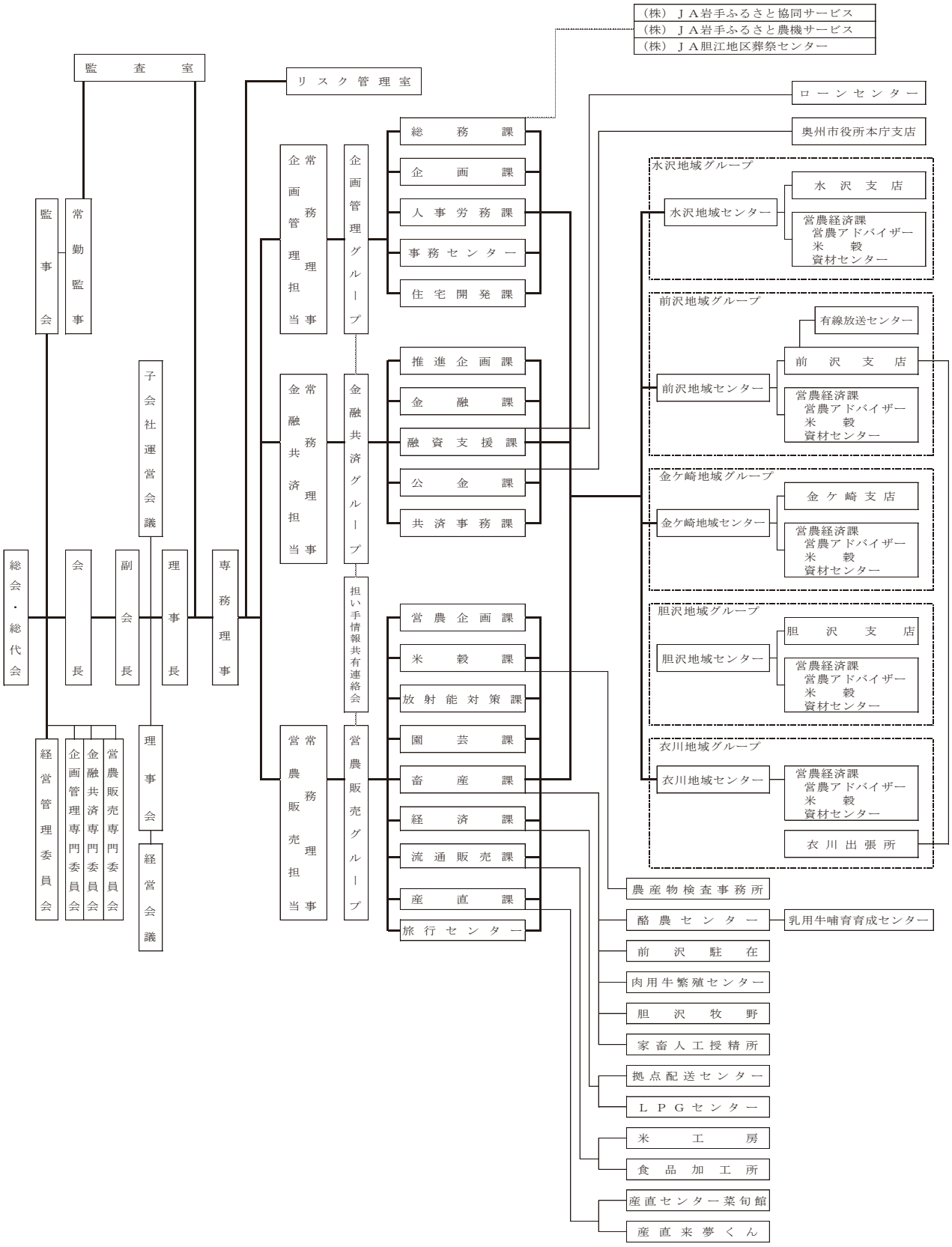

2. 役員構成（役員一覧）

経営管理委員　（令和5年7月現在）

役　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	氏　名	備　考
経営管理委員会会長	非常勤	無	後藤元夫	
経営管理委員会副会長	非常勤	無	桑島健市	
経営管理委員	非常勤	無	菊地勇一	営農販売専門委員会　副委員長
経営管理委員	非常勤	無	原田福一	企画管理専門委員会　委員長
経営管理委員	非常勤	無	菅原良行	企画管理専門委員会　副委員長
経営管理委員	非常勤	無	髙橋永治	営農販売専門委員会　委員
経営管理委員	非常勤	無	相原芳彦	企画管理専門委員会　委員
経営管理委員	非常勤	無	佐々木敏博	企画管理専門委員会　委員
経営管理委員	非常勤	無	佐々木生子	営農販売専門委員会　委員
経営管理委員	非常勤	無	青沼光也	営農販売専門委員会　委員長
経営管理委員	非常勤	無	安倍美広	営農販売専門委員会　委員
経営管理委員	非常勤	無	千田克徳	金融共済専門委員会　委員
経営管理委員	非常勤	無	髙橋恒子	金融共済専門委員会　委員
経営管理委員	非常勤	無	小野寺みち子	企画管理専門委員会　委員
経営管理委員	非常勤	無	柏山千津子	金融共済専門委員会　副委員長
経営管理委員	非常勤	無	佐々木康夫	金融共済専門委員会　委員
経営管理委員	非常勤	無	三宅幸恵	営農販売専門委員会　委員
経営管理委員	非常勤	無	千葉幹男	金融共済専門委員会　委員長
経営管理委員	非常勤	無	髙橋智	企画管理専門委員会　委員

監　事

代表監事	非常勤		芳賀一郎	
常勤監事	常勤		阿部令子	（注 1）
監事	非常勤		佐藤和雪	
監事	非常勤		千葉和彦	
監事	非常勤		尾形良隆	（注 2）

理　事

代表理事理事長	常勤	有	菊地義孝	
代表理事専務	常勤	有	髙橋義文	
常務理事	常勤	無	柏山裕司	（注 3）
常務理事	常勤	無	千田豊	

（注 1）監事　阿部令子は、農業協同組合法第 30 条第 15 項に定める常勤監事であります。
（注 2）監事　尾形良隆は、農業協同組合法第 30 条第 14 項に定める員外監事であります。
（注 3）常務理事　柏山裕司は、農業協同組合法第 30 条第 3 項に定める信用事業を担当する専任理事であります。

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和5年7月現在）　所在地　東京都港区芝 5 丁目 29 番 11 号

4. 組合員数

（単位:組合員数）

区　分	令和3年度	令和4年度	増　減
正組合員	10,290	10,063	△227
個　人	10,206	9,978	△228
法　人	84	85	1
准組合員	6,104	6,154	50
個　人	5,830	5,880	50
法　人	274	274	0
合　計	16,394	16,217	△177

5. 組合員組織の状況

（令和５年４月１日現在）

組　織　名	代表者氏名	構成員数
農事実行組合協議会	会　長　千田義正	３５８組合

〈青年・女性部〉

ＪＡ青年部	委員長　若槻慎也	５７人
ＪＡ女性部	部　長　菅原情子	５７８人

〈生産組織〉

米穀関係部会	部会長　森岡　誠	４９８人
園芸部会	部会長　佐藤啓悦	６４４人
肉牛部会	部会長　三宅佳孝	８７人
和牛改良組合	組合長　千葉昭道	３０５人
酪農部会	部会長　岩渕　勝	３８人
馬産部会	部会長　三浦秀夫	３人

〈集落営農組織〉

集落営農組織連絡協議会	会　長　阿部正三	７１組織

6. 地区一覧

市町村	区　域
奥州市	水沢、前沢、胆沢、衣川
金ケ崎町	全　域

7. ＪＡ岩手ふるさとの沿革・あゆみ

平成１０年度　７月　胆江地区５ＪＡ（水沢・前沢・金ケ崎・胆沢・衣川）が合併し、７月１日、岩手ふるさと農業協同組合として発足
　　９月　水沢カントリーエレベーター完成
　　３月　水沢水稲育苗管理センター完成
平成１１年度　８月　産直センター「菜旬館」オープン
　　若柳ライスセンター落成
平成１２年度　４月　介護事業を開始
　　９月　衣川カントリーエレベーター完成
平成１５年度　４月（株）ＪＡ岩手ふるさと協同サービス営業開始記念式典
　　胆沢支店、水沢東支店、瀬台野支店、本町支店、荒巻支店を再編
　　８月　岩手ふるさと資材センター営業開始
　　９月　いさわ南部地区ライスセンター完成
　　１０月　（株）ＪＡ胆江地区葬祭センター設立
平成１６年度　８月　ＩＥＳ環境宣言（ＩＥＳ認証）
　　９月　農業マイスター制度を新設
　　１０月　中央通り・真城が丘・上姉体・前沢東・愛宕支店を再編
　　３月　新里地区水稲共同育苗施設が完成
平成１７年度　４月　金ケ崎支店（ＪＲ金ケ崎駅舎内）営業開始
　　拠点配送センター開所
　　㈱ＪＡふるさと介護サービス開所式
　　北股支店・南股支店を再編
　　５月　ちょきんぎょカー営業開始
　　６月　経営管理委員会制度スタート
　　１０月　㈱ＪＡふるさと介護サービス
　　グループホーム落成式・祝賀会
　　１１月　奥州うまいもん屋開所
　　２月　奥州市指定金融機関の指定を受け公金課開所式
平成１８年度　４月　家畜診療業務を農業共済組合と統合
　　乳用牛哺育育成センター落成
　　６月　いわて奥州牛初上場
　　１１月　奥州市役所本庁支店を新設
　　１２月　㈱ＪＡ岩手ふるさと農機サービス営業開始式
平成１９年度　４月　福原、佐倉河、満倉、羽田、真城、黒石、古城、白山、母体、赤生津、永岡、六原、南都田、若柳、下衣川支店を再編
　　１１月　合併１０周年記念式典
平成２０年度　４月　奥州エフエム放送で「いいこと＠ＪＡ」放送開始
　　ローンセンター開所
　　５月　管内５地域の「年金友の会」を統一
　　６月　岩手・宮城内陸地震の発生　緊急対策本部を設置
　　７月　岩手ふるさと集落営農組織連絡協議会設立
　　２月　奥州農畜産物風評被害対策キャラバン
平成２１年度１２月　㈱ＪＡ岩手ふるさと協同サービス　ＪＡ－ＳＳセルフ荒巻開所
　　１月　㈱ＪＡ胆江地区葬祭センター　ごくよう前沢会館落成
平成２２年度　４月　モーちゃんのむヨーグルト　加工施設落成・販売開始
　　１０月　米粉麺「パスタにひとめぼれ」日本農業新聞主催「一村逸品大賞」金賞受賞
　　１０月　全国肉用牛枝肉共励会で、前沢牛が１７年ぶり５回目の日本一となる名誉賞を受賞
　　１０月　ＪＡ岩手ふるさと肉牛部会前沢支部が日本農業賞集団の部で大賞を受賞
　　３月　東日本大震災発生　緊急対策本部を設置
平成２３年度　４月　東日本大震災被災ＪＡへ復興支援隊派遣
　　㈱ＪＡふるさと介護サービス　グループホーム「えんじゅの里」オープン
　　８月　広田湾漁協へ漁船購入義援金贈呈
　　１０月　放射能汚染風評被害対策として放射能測定装置を導入
　　１２月　拠点配送センター　水沢へ移転
平成２４年度１０月　産直来夢くん　オープン
　　統一ＪＡまつり　開催
　　１月　衣川資材センター移転新築
平成２４年度　２月　産直来夢くん　いちご農園オープン

平成２５年度	１０月	ＪＡバンクＣＳ改善プログラムを導入
	１２月	前沢田高低温農業倉庫完成
	１月	集落営農経理支援システム運用開始
平成２６年度	４月	総合ポイントシステム運用開始
		㈱ＪＡ胆江地区葬祭センター若柳会館落成
	１０月	全国肉用牛枝肉共励会で、前沢牛が４年ぶり６回目の日本一となる名誉賞受賞。
平成２７年度	１月	第１回来夢くんカップバレーボール大会開催
	３月	北海道日本ハムファイターズ大谷翔平選手をイメージキャラクターに登用
平成２８年度	４月	乳用牛哺育育成センター増設
	２月	「金色の風」栽培研究会発足
	３月	前沢牛「地理的表示（ＧＩ）保護産品」に登録
平成２９年度	８月	異常気象対策本部を設置
	１０月	「金色の風」販売開始
	１１月	合併２０周年記念式典
平成３０年度	４月	前沢支店落成
	５月	野菜中央集出荷所　ピーマン選別機稼働開始
	１２月	産直来夢くん　お客様来店２００万人達成
令和元年度	８月	胆沢大師堂低温農業倉庫完成
令和２年度	４月	肉用牛繁殖センター受入開始
	１１月	令和２年産ピーマン販売高８億円達成
	１２月	新商品パックごはん「ふるさとごはん」販売開始
	１２月	雪害対策本部を設置
令和３年度	１０月	ピーマン出荷量合併以降初めて 1,800t を突破
	１１月	全畜連肉用牛枝肉共進会で、当ＪＡ管内で６年ぶり６回目となる最優秀賞受賞
	１月	ペーパーレス会議システム運用開始
	３月	新商品「前沢牛 100%ハンバーグ」販売開始
令和４年度	４月	融資支援課新設
		水沢地域、金ケ崎地域、前沢・衣川地域の支店再編
	９月	産直来夢くん１０周年創業祭

8. 店舗等のご案内

◆店舗一覧

店舗及び事務所名	住　　所	電話番号	設置台数
水沢支店	奥州市水沢東大通り一丁目 8 番 17 号	23-4852	ATM1 台
奥州市役所本庁支店	奥州市水沢大手町一丁目 1 番地	51-6717	
前沢支店	奥州市前沢字七日町裏 55 番地	56-2151	ATM2 台
胆沢支店	奥州市胆沢小山字菅谷地 131 番地 1	47-0211	ATM2 台
衣川出張所	奥州市衣川古戸 393 番地 4	52-3211	ATM1 台
金ケ崎支店	胆沢郡金ケ崎町西根伊勢分 23 番地 5	42-2141	ATM1 台

◆店舗外ATM

店外設置場所	住　　所	設置台数
コープアテルイ店	奥州市水沢佐倉河東沖ノ目123番地	ATM1台
羽田店（奥州市鋳物技術交流センター敷地内）	奥州市水沢羽田町字明正131番地	ATM1台
福原店	奥州市水沢字福原56番地3	ATM1台
大手通り店	奥州市水沢字吉小路5番地	ATM1台
ファミリーマート西関田店	奥州市水沢佐倉河字西関田22番地5	ATM1台
水沢南店	奥州市水沢姉体町字上野119番地1	ATM1台
産直来夢くん店	奥州市水沢真城字杉ノ下51番地	ATM1台
イオン前沢店	奥州市前沢字向田2番地85	ATM1台
南都田店	奥州市胆沢南都田字上代103番地	ATM1台
若柳店	奥州市胆沢若柳字一本松237番地	ATM1台
下衣川店	奥州市衣川野田2番地1	ATM1台
金ケ崎中央店	胆沢郡金ケ崎町西根高谷野原79番地1125	ATM1台
永岡店	胆沢郡金ケ崎町永沢上野中19番地1	ATM1台
六原店	胆沢郡金ケ崎町六原二の町表215番地1	ATM1台
荒巻店	胆沢郡金ケ崎町西根北荒巻21番地36	ATM1台

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

ies
IES・いわて環境マネジメントシステム・スタンダード
ステップ2認証

いわて
eco
地球環境にやさしい事業所
★★★★